

～ 「高・清フレンドリー古道」 ～

第 4 卷

月山東南エリアにおける女性戒名墓石と女人結界の係りを考察

2022(令和4)年6月から翌年(令和5)にかけて月山東南エリアの「高清水通り」、ならびに、「清川道」を主眼とした『高・清フレンドリー古道』エリアに立入り、諸調査活動を行う中で、多数の女性戒名墓石の存在に触れ、従来の通説・俗説とは何か違うものが存在するという直感を覚えた。

月山東南エリア西川口、この両古道に、昔（江戸期まで）、女人禁制、女人結界が敷かれていたのか否かの素朴な疑問がそもそもの動機である。

「高清水通り」において姥像が在る「姥像等石碑群」の所が、あるいは、「清川道」においては間違って解釈した姥像とおぼしき物^(後記する)——があることを理由に、そこらが本域においては開山当初から女人禁制の境界、女人結界であったと、断定するかのように通説化しているが、果たしてそうだったのだろうか。「姥像・奪衣婆」の存在だけを根拠にそんなことを軽々に断定出来るのだろうか。そんな単純なことではないはずということの問題提起が本書の意図であり、自問自答の一旦でもある。私は自ら本域の現地に幾度となく入り、同参詣道沿いに多数の墓石を把握・確認したが、その中に多くの女性戒名のものを発見した、それは何を物語るのだろうか。

以下考察するに当たっての私の基本前提がある。過去の「もの・こと」を100%完全復元・100%科学的立証、100%科学的再現が出来ない以上は、今語るその「もの・こと」の真偽のほどは不明である、あえて譲ったとしても、過去のすべての真偽のほどは五分五分である。したがって、以下の記述内容（私見）も真偽のほどについて、いずれかに断定出来ないのは当然のことである。今のこの瞬間を過ぎた過去の事象を、数多の言語を引き合いに出しても100%完全復元は絶対に不可である。なぜならば、あらゆる「もの・こと」は無限大の可能性を持ち、無限大の要素・情報を持つからには、有限界の言語を以て丸々の再現は絶対に出来ないのである。

私は道そのものも世界遺産となっている大峯奥駈道を吉野から熊野まで踏破し、あるいは、富山県あしくらじ芦峯寺とその周辺を探索するなどを経験した中で、**「女人結界・女人禁制」に係る難しい先行研究や書籍は山ほどあることを十分承知する**に至っている。私の購入書籍としては鈴木正崇著「女人禁制の人類学（法蔵館）」——膨大な参考文献を記載し研究の深さが窺われる一書や、関根達人著「墓石が語る江戸時代（吉川弘文館）」、鶴飼秀徳著「絶滅する墓（NHK出版新書）」を、貸出本では鶴飼秀徳著「靈魂を探して（角川書店）」を一通り読んでみた中では、**総じて書き振りは「姥像・奪衣婆＝女人結界」の等式を匂わしてはいるが断定ではない、・・・伝承という説明も随所にある。**ところが、通説・俗説は、いつのまにか断定的な言い方に変質している実情を目の当たりにしているが、どうしてなのか。通説・俗説とは世間に流布することだが、実際は、私自身の当初の漠然とした先入観でもあった。

しかし、私は、この度の三現智（現場・現物・現実の三現主義＋知行合一）を踏まえ徹底した現地調査の上で、自らの先入観を破壊的に振り返り、既成概念に固執しない素人目線で記述することにする。

通説・俗説に、または、私自身の狭隘性に風穴を開ける視点からの考察の一端である。

ここでは学問的・学術的な専門分野へ深入りするものではないことを断っておく。以下の以外に高レベル・難解な学問書は数多あるだろうがここでは取上げない。私は学説に物申すような知識はなく、自問自答しながらの問題意識の整理である。

1. 識者から学ぶ「姥・奪衣婆」関連

まずは、本域と「姥・奪衣婆」像との関連を考えるに当たって、私の理解出来る範囲で目に止まった学識者の書籍等に触れて学ぶこととする。

（1）石田明夫著「おんば様」（歴史春秋出版）

項目的なものを拾って見ると図(表)－1のとおり。

様々な名称	「奪衣婆」と呼ばれるもの 「橋姫神社」と呼ばれるもの 「姥権現」と呼ばれるもの 「姥神」と呼ばれるもの その他
様々な形	小祠タイプ 奪衣婆タイプ 自然造形タイプ
様々な信仰内容	安産信仰、橋守信仰 修験道信仰 仏教の十三王信仰
神か仏か	仏教関係、神道関係 修験道関係、地名に関係

おんば様の信仰内容

信仰形態の変化図

図(表)－1

（2）書籍本／鹿間廣治氏著「奪衣婆－山形のうば神」（東北出版企画）」

P25～P 26に次の記述がある。「－・・・ある著名な民俗学者の説明によると、脱衣婆(姥神も)はむしろ現世のご利益のためにのみ祀られているようにさえ思えてくる。だがそれだけでは、霊山への登山道とか、寺社の門前に座る像は理解しにくく、やはり奪衣婆本来の意味や結界の標を意味する姥神(奪衣婆)の存在がなければならないように思う。聖域との境の奪衣婆(姥神)、それは、この世とあの世との境にいて、そこを通る人の(※A) 悪を罰すると(※B) 同時に救済神としての意味も持つ奪衣婆(姥神)、あるいは、ここから先は(※C) 女性の立ち入ってはならないという、いわゆる女人結界の標としての奪衣婆、更に、女性に代わって(※D) 女性の願いを神仏に伝える役目の奪衣婆だと思う。そしてその奪衣婆(姥神)は、異界との境、いわゆる三途の川のそばに座っているのと同じことなのであろう。・・・脱衣婆は、本来の人間の生前の(※E) 罪状を暴く非情な役柄から、(※F) どんな悪人をも救済するいわば地藏菩薩のような優しい存在にもなっていったように思う。・・・」

総体的に分かりやすく、私の見方で整理すると図(表)－2のとおりになる。

悪・邪・非 禁忌・忌避の対象 (否定的な面)	善・正・理 受容・礼拝の対象 (肯定的な面)
M	N
(※A) 悪を罰する	(※B) 同時に救済神
(※C) 女性は立ち入ってはならない	(※D) 女性の願いを神仏に伝える役目
(※E) 罪状を暴く非情な役柄	(※F) どんな悪人をも救済
図(表)－2	

同著を読むと、どちらか一方に偏向した見方ではなく、いわゆる奪衣婆（うば神）は善と悪、忌避と礼拝の両面を持つ多面性・複合性を持った性格の神様とする信仰に繋がっていると理解している。不動明王に対する火と水（火水^{かみ}）の性格付け、日月（太陽と太陰）の神格化にしても、基層に流れている陰陽二元相対（待）性原理に裏付けられたものと理解出来る、調和を重んずる思想に繋がる。

なお、高清水通り「姥像等石碑群」刻字解読で判明した『祖母神』は、ここでのいうNに該当——優しい乳母の性格を有する（性格付けを図った）ものと理解している。

奪衣婆と姥(神)の違いは宗教学理論的に厳密な定義の違いがあるのかどうか、ネットで調べると混同・混淆して一般的には同義と見なされるものなのだろう。

(3) 以上の(1) (2)からは、図(表)－3のとおり、私が分かり易く概略すれば「里の姥」と「山の姥」に分けることにする、後者はさらに「聖俗結界点」と「女人禁制点」に分けて考えることにする。なお、姥には奪衣婆も含むことにする。 ただし、「山の姥＝女人禁制点」とする結び方は、ここでは通説・俗説とする。後記するが、イコールで結べない理由があるからだ。

姥	里の姥	――	
	山の姥	聖俗結界点	そこより里側は俗界、そこより山側は神仏の住まう聖域
		女人禁制点	そこまでは男女入山OK、そこより山側は女人立入り禁止
図(表)－3			

(4) 書籍本／岩鼻通明氏著作と西川町史

以下図(表)－4aの内容については、率直に申し上げて様々な問題意識を覚えるが、著者・編者の識見を尊重し、ここでは一つ一つを指摘しないことにする。

	参考図書	記述内容
①	岩鼻通明著「出羽三山信仰の歴史地理学的研究(名著出版)」P16 1992(平成4)年2月28日発行	・・本道寺、岩根沢から月山に直登する高清水通り、清川通りの途中には高清水小屋、清川行人小屋があり、ともに湧水地で、かつては結界であったと推定される。
②	西川町史(上巻)P872 平成七(1995)年 三月三十一日発行	・・岩根沢から月山に直登する清川通りの途中には、清川行人小屋があり湧水地で、かつては結界であったと想定されると岩鼻氏は述べている。
③	同上P874	・・・本道寺から月山に直登する高清水通りの途中には、高清水小屋があった湧水地なので、かつてはこの地が結界であったと推定されると岩鼻氏は述べている。
④	岩鼻通明著 「出羽三山の文化と民俗(岩田書院)」P136～P137 1996(平成8)年8月第一刷	一 月山高清水通り登拝記 ・・「姥像」を見つけた。標高は既に千メートル近い。この場所には、姥像と並んで、墓石が存在する。・・なお、この地点は、おそらく高清水通りの女人禁制と関わりがあったのではなかろうか。岩根沢口の場合は、烏川小屋付近の渡渉点が女人結界であったと想定されるのに対して、本道寺口からの登拝道には、沢や川を渡るような、襖の場に適した地点がないため、稜線に出た地点に「姥像」を配置して女人結界ランドマークとしたのだろう。ただし、「湯殿山論争絵図」にはこの「姥像」の注記はみえないため、さほど古いものではないかもしれない。
⑤	同上P137	・・・「湯殿山論争絵図」には高清水通りの注記として、唯一、「高清水小ヤ」という記事が見えるが、この跡地は確認できなかった。ただ、「姥像」からしばらく先の稜線上に小さな湿原があり、横切る際に道に迷った地点であったが、小屋掛けが可能であるとすれば、水の便からすると、その地点かもしれない。「姥像」から一時間ほど歩くと、郡界地点(標高1200m)に至り、岩根沢からの登山道と合流する。
⑥	岩鼻通明著 「出羽三山 山岳信仰の歴史を歩く(岩波新書)」P145～P146	本道寺からの登山道は、・・・しばらく登ると、姥像があり、おそらくは、この場所が女人結界の地であったと思われる。
図(表)－4 a		

(5) 書籍本／図(表)－4 b

このような見方もきちんとなされている。

⑦	山内志郎著「湯殿山の哲学(おねうま舎)」2017(平成29)年7月24日発行	・・・理屈で考えると、奪衣婆とはもともととは女人禁制を意味し、女人に立ち入ることのできない結界の標識だったはずだが、 村には女性たちもたくさん住んでいる。必ずしも結界石として理論的に捉えようとする必要はない。
⑧	山形市滝山郷土史研究会 史談第23号(令和2年3月1日発行)	「・・岩の上に乳母神様が鎮座しています。しかも歩く人々を監視しているかのような姿勢である。 ここからは新福山石行寺(天台宗)の聖域であり、「不浄者、心よこしま者」は通るべからず と言っているようである。これは明和7(1770)年3月建立、この乳母神様は女性の通行禁止は伝えられていない、お寺(石行寺は最上三十三観音第7番岩波観音の別当)参りに行く道路であったし、観音様には女性の巡礼者が多かったことからではないだろうか。・・」
図(表)－4 b		

（６）勉強会

以下図(表)－４ c は、2023（令和５）年12月17日（日）月山マイスター講座「月山に学び地域を知る」において私が聴講し、田中秀樹講師が発表されたパワーポイント中の１スライドを活字化したものである。しかし、本件エリアに係る個所についてどうしても納得出来なかったことを取り上げる。本道寺口元高清水小屋はどこなのか？ および姥様の所について、また、岩根沢口清川行人小屋の所について、そこを女人結界と判定した前提を以って語っていたが、ご自分の考察に客観的根拠はあるのか、ご自分はその女人結界という地点に我が身の足を運んで肉眼で確かめたのだろうか、と疑問を持った。

他の内容についても、率直に申し上げて様々な問題意識を覚えるが、発表者の識見を尊重し、ここでは一つ一つを指摘しないことにする。

出羽三山と女人結界②		
登拝口	女人結界の位置	
七五三大綱口	七つ滝	各口の別当寺は滝まで行かず、自分の寺が結界だとしている。
本道寺口	元高清水小屋 姥様	月山への直登ルート途中にあったとされる。
大井沢口	玄海	玄海コース（志津から石跳川沿いに向かう途中の行場）
岩根沢口	清川行人小屋	岩根沢から月山に直接通じる道の途中
羽黒口	大満。 神仏分離後に奥の院・荒澤寺 境内に移された。	月山への直登ルート途中の二合目にあったとされる。
図(表)－４ c		

２．本件エリア現地のこと

以下、本件考察対象エリア（本域）は図－５のとおりである。

さて、本域には、明らかな墓石と女性戒名を刻したものが多数あることを突き止め、以下のとおりに整理した。特に女性戒名の墓石は予想外の物であり、従来通説・俗説の女人禁制・女人結界との係りを直感した。

なお、後記する墓石の活字化は、私の浅学菲才が故に一部（多数？）間違っているかもしれない。したがって、可笑しいと気付かれた方は現地に行ってご自身の肉眼で確かめてください。正確性を評価するには、他人が撮影した写真だけを以って断定しないでください。

次頁以降に記述する内容は、別記「『高・清フレンドリー古道』（“清川道”主体）調査報告書」を踏まえたもの、当該報告書から抜粋したものであり、真意を理解する上では合わせてご覧賜れば有りがたい。

本題対象エリア

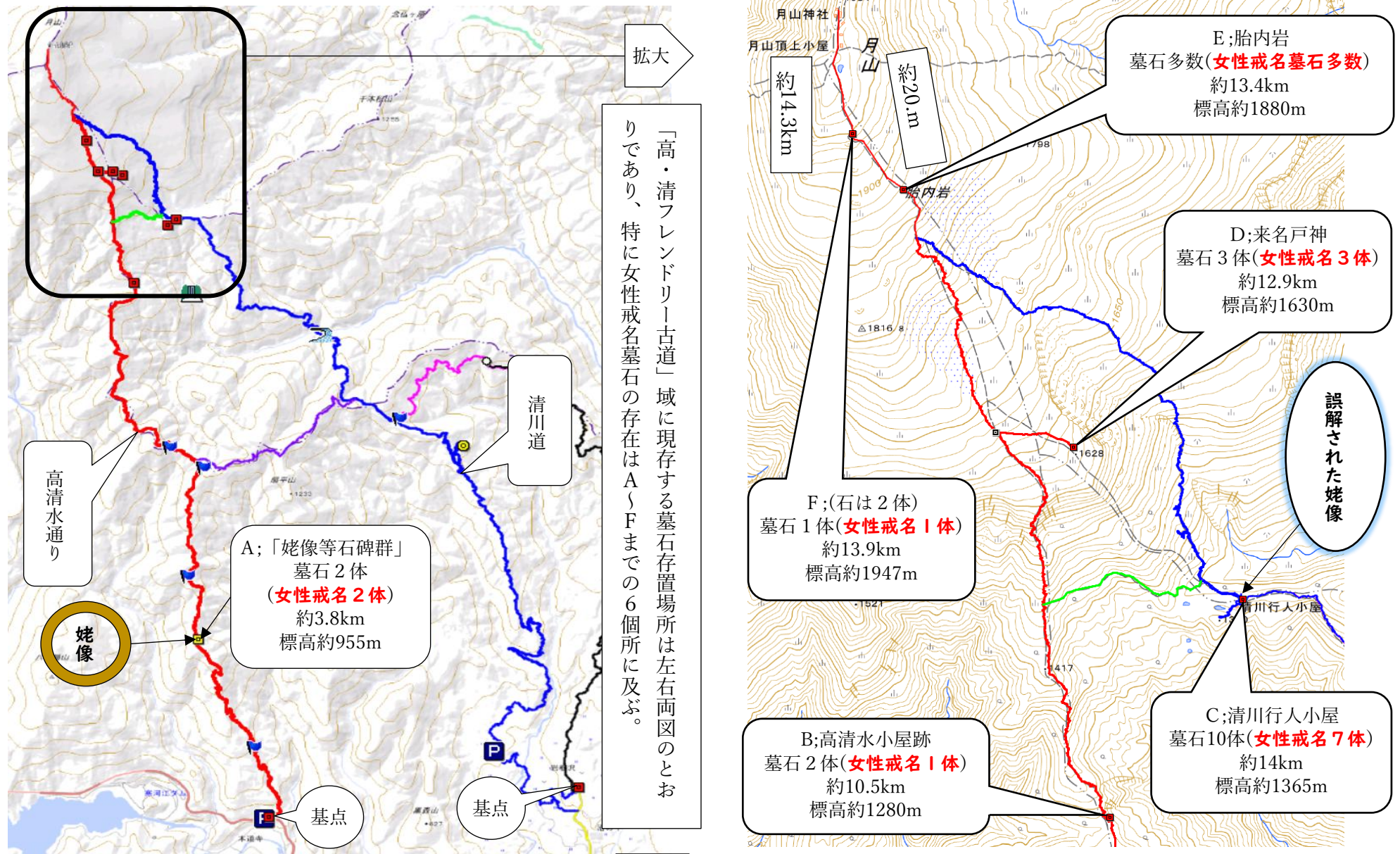


図-5

3. 本域内女性戒名刻字墓石の存置例／図(表)－6～13

A：「姥像等石碑群」／図(表)－6

- ・細部は「高清水通り 調査報告書（ダイジェスト版）」に記述した。
- ・①③墓石2体に女性戒名が中央に刻されている。
②観音信仰象徴の三十三観音供養塔、不明な④「姥」らしき像と、⑤享保六(1721)年建立「祖母神」像がある。
- ・この地は、少し手前の三十三丁（石）と、その先約134m北側の三十四丁（石）に挟まれた場所にある。
（数字は観世音菩薩信仰に結ぶ）
- ・さらに三十四丁（石）前東南一帯の藪の中に昔掛けていた「姥小屋」（人工的削平地と水場と一体）跡地がある。



何かの本に、ここに「高清水小屋」があったとする見方を記憶するが、それは「高清水小屋」ではなくまったくの誤解である。



玉参悦道信士
織心妙悔信女
明治十五年六月十三日
行年 六十三才
塚辺栄蔵
安政四巳年二月二日
行年 三六才
同 里代



明治十五年旧六月十八日
弘照院天庵浄圓大姉
宮城縣亙理郡荒濱
施主 渋谷源吉

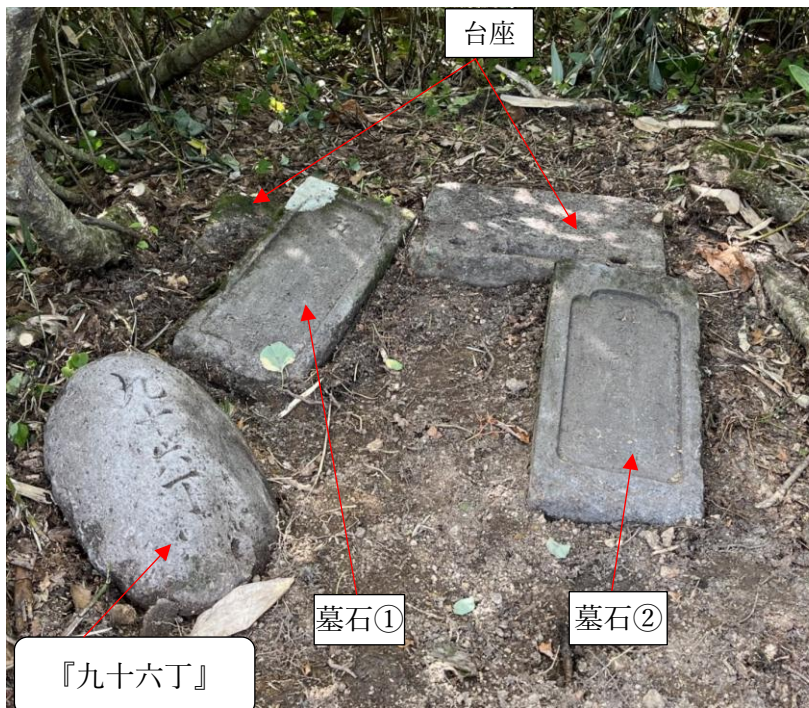


左は、従来尤もらしく言われて来た「懸衣翁」ではなく、神道色の濃い「祖母神」像と判明せしめた。

右は、四方面に何も刻字なし
（像容からして仏教色の濃い姥様）



南無三十三観世音菩薩供養
仙台邑名取長町
峯岸銀兵
建立
本道寺先達
阿部秀学



死去はどこであろうが、普通は遺族が物故者の供養・鎮魂のためならば、**麓（里）**に墓石を建立するだろう、しかし、あえて、里から約11 kmも山奥の雪深い山中（標高約1280 m）に安置したことに重要な意味があるはず。細部は「高清水通り 調査報告書―ダイジェスト版」に記述した。

①左側面



先祖代々菩提
□□□□清□施主

①正面



お

文政三庚辰九月(1820)
竟道栄究信士

①右側面



蓮屋妙光信女
還意浄光信士
(**赤色ベンガラ残存有り**)

高さ・約55cm×幅・約25cm×奥行・約16cm

- ・西川町史編集資料第六号－志津文書P20／天和三(1683)年古文書によれば、ここに夏期間（新暦の7月末～9月末）に接待小屋を掛け、米、みそを上げて二人が詰めた、住み込んだと明記されている。
- ・①墓石は、文政五（1822）年建立安置の九十六丁（石）よりも古い。
- ・①墓石の側面に「蓮屋妙光信女」という女性戒名が刻されている、これはただごとではない！ 考察は後記する。
- ・②墓石はここには記載しないが、天保二辛卯（1831）年安置である。戒名は自興院禅岳栄滲居士であり、『栄』は①と共通することからは同族なのか。



○ 實性自得清信女 靈位

山先達

佐藤清傳

明治二十五年旧四月□八日(1892)

行年五十四才

(左側面)

○

善榮良慶居士

春璫壽慶大姉

□□□□

□□□□

刈

仙台□鹿

安政四年(1857)

□□

鐵岩良心信士

□月五日

山先達 長甚坊

□

○

宮城県伊具郡館山村
小野林吉

小野喜平治

碑

善岳喜宝 (以下欠損)

三味浄□ (以下欠損)

墓石 4 体中に女性戒名 2 体



○ 慈眼明海信女 文久二戌年(1862) 仙台□□ 七月十二日 岩沼南□ □□□儀作	○ 智月連照信女 嘉永四年(1851) 仙台伊具 九月十七日 施主 藤田村 安吉	明治四^辛年(1871) 圓宝妙鏡信女位 八月十九日 小野長之助 妻女 (上欠損) 清信女 (上欠損) 智□居士 (上欠損) □二十四日 □□・	受明称念持法清大姉 慶応四^辰年(1868) 二本松上太田村 二月初?日 山先達 佐藤市左エ門 玄性坊	○ 嘉永六(以下欠損) □照道(以下欠損) □月九(以下欠損)
---	---	--	--	--

墓石 6 体中に女性戒名 5 体

明治十歳
金峯□全心良照居士
□□・・・



明治十二年
禅明童子[?] (憩[?] 懇[?] 禪[?])
九月九日 回向同人縁

向かって左側の碑文刻字については今後細部調査を行う。

次頁のとおり「童女」（女の子）の墓石は「来名戸神」にも存在することを突き止めている。

「来名戸神」のものは一般的な直方体の石であるが、これはこのとおりに子供のおかっぱ姿を像にしている、両手で薬壺^{やっこ}を握っているようにも見える、薬師如来、あるいは地藏菩薩を重ねたのだろうか。

次頁「来名戸神」の道女（童女）と共通する童女とは、江戸期までは数え7歳（5歳という説も）以上15歳未満と云われている。

清川行人小屋から清川古道（今は藪化）を北西方向に登り、手盡坂を登り切った森林限界先の草付きとの境界にある。周辺とは異なる地形で、人工的な盛り土形成であり墳墓の匂いがする。2023(R5)年9月24日(日) 発見時は、像は倒れ掛かるように傾き、墓石はほとんど地中に埋まっていた。



(六)地蔵菩薩 膝幅38cm×胸幅23cm×
高さ39cm×奥行25cm



像と墓石3体
(像に刻字なし)



○
文政七八月十八日(1824) 仙台伊具郡
柱心宗香信士
春水妙果信女
弘化二二月二日(1845) 藤田村 初吉

右側面に
「山先達長甚坊」



○
仙台□□名取郡鈴□町
嘉永□□年(西暦1848～54年)
菊庭露光信女
九月四日 喜太郎

右上写真中、③墓石「・・幼道女(童女)」と読めた、他は摩滅して判読不可

全墓石3体に女性戒名

「高清水通り」登山道沿いにあり、この存在と多数の石碑類があることは知る人ぞ知る所である、月山奥の院と称され、祖霊信仰、先祖祭祀を象徴する所と云われて来た。大沼は2023(R5)年10月8日

(日)の調査で初めて気付いたが、それらの中に多数の墓石があり、さらには女性戒名の墓石も多数あることを突き止め、このことを文書化の上で公開することが出来た、初めての取組みであろう。他にもあるがここでは以下の6体のみを記載する。



天保□



嘉永□

嘉永三



安政四

安政四

(この3体は女性戒名墓石)



(この三基は供養碑)

ここにあるものの中で左下横一行のものは、右縦一列の供養碑のものと明らかに異なる状態・様相の、社会通念上の墓石である。

なお、岩鼻通明著「出羽三山の文化と民族」(岩田書店／1996・平成8年発行) P138～P139に次の一説がある。「・・・この体内岩にたどり着く。この体内岩のまわりにも、前述の姥像と同様、たくさんの墓石が存在する。戸川安章先生のご教示によれば、体内岩は月山の奥の院とのことである。・・・」体内岩についてはこの記述で終わっており、墓石の分析的なことについては一切触れていない。戸川安章の著書も何冊か斜読しているが、ここの墓石の具体的な内容については見当たらない。

2023(R5)年12月7日(木)月山の山塊を知り尽した・精通したある方(ベテラン)に、これらの写真を見て貰いながら話題に出した処、開口一番“従来通説の女人禁制の見方に問題提起?”という趣旨の話をされた、ちょっとびっくりしたというか予想外という表情であった。私の問題意識の姿勢は間違っていないと内心嬉しく思った。

右写真は閉山後の2023(R5)年10月8日(日)に撮影したものだが、閉山した月山神社本宮(山頂)内部にある多数の、神仏の霊威・神徳を崇める霊石・供養碑がある、霊位とか年忌法要の年次などが刻されている



が、男女を問わず故人の戒名を刻した明らかな墓石と思われるものは見当たらなかった。尤も、月山大権現・月読尊が座す神聖な空間に遺骨と死霊と一体の墓石を置くことは許さなかったであろうか。墓石の頭部には円弧を刻しているが、ここの霊石・供養石にはない。^{N o n} 全数の学術調査を希望するものである。

F ; 「禅定尼」の墓石／図(表)－13

「高清水通り」道沿い、道より東側に10数mの所にある。禅宗（曹洞宗）系女性修行者の故人戒名である。男性の戒名は「・・・禅定門」とされる。



風月姉清禅定尼
寛延4未年
四月十五日

4. 出羽三山の女人結界に係る証拠の一旦

修験道場（山伏・修験者だけがその験力を養生するために立ち入るエリア）には、ここ出羽三山のみならず全国的に女人禁制エリアを設定したと云われている。ここ三山においては一般的に「八方七口」（あるいは「七方八口」）のそれぞれの口には「女人結界」が設けられたという通説がある。現代人にとって様々の見解はあるにせよ、その出羽三山7口全てに以下のような「女人禁制」を刻した石碑、あるいは、今、仮に「女人禁制＝姥像・奪衣婆」としてそれを明示した石碑を本当に設置したのだろうか、あるいは今も残存しているのか、移設したならば今はどこにあるのか、エリアを特定し、同碑設置を明確に記述した古文書——場所選定の基準や理由等を明記したものはあるのだろうか。ただし、「女人禁制」の石碑を設置したという客観証拠があればそのとおりで何も疑義はない。

その1；一例だが、羽黒山荒澤寺境内に対照的な二つの石碑がある。図－14aは、元はここより少し南側（月山側）の野口にあったもので、女人の同荒澤寺境内立入や月山行きを拒む禁制告知碑であり、逆に、図－14b（同荒澤寺境内に現存）は、それ以外エリアへの女人立入りを可とした許容告知碑であろう。



図－14a

図－14b

その2；高山彦九郎が見たもの。江戸中期の勤王家、林子平・蒲生君平とともに寛政の三奇人の一人と言われ諸国を行脚した、今でいう大旅行家は勤王思想を提唱し普及に努めた、寛政2(1790)年旧暦7月(新暦8月)に出羽三山にも来て、その記録を「北行日記」に詳しく書いている。「西川町史 上巻」を参考にすると、この時は、現朝日町の大沼大行院→(道智道)→本道寺(8/2泊)→志津(8/3泊)→(玄海－石はね沢－装束場)→湯殿山→(装束場)→月山→羽黒山→手向の行程となっています。この時、**志津の少し先の玄海を過ぎた所に図(表)－15**のような**立札(板札)**があったことを記録している。

覚			
一	従是奥におゐて小虫等に至る迄も殺生無慈悲の作業可愼事(これから奥に入っては、子虫に至るまで殺したりするような無慈悲な行動は慎む)		
一	ぜんじょう 禅定 たぬき の道筋竹木 つかまつりまじく 狸に荊 つ 等 仕 間敷事(これからは神仏修行の身の上であり、草木を刈り払ったり、動物を追い払ったりは決して行ってはいけない)		
一	女人並はいりべからざる 比丘尼入へいへ からさる事 (一般の女、出家したと 雖も女は、この山に入 い ってはいけない)		
一	みちのり 道法丁数等計るへからさる事(道筋の距離を測ってはいけない)		
一	ばんたん 万端本山先達の差図守るべき事(この山に入ってから い からの全てについて、ここ本山の先達からの指図を守り従う)		
月 日		正別当 本道寺	同 大日寺 両役者
図(表)－15			

なお、括弧内は私訳である。この立札の内容は、当時の同山中の聖域における禁制の実態を良く表しており貴重であるとされている。

5. 女人禁制に諸説

図－16のレファレンス協同データベースとは、国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、権威ある調べ物のためのデータベースだが、「**出羽三山は・・・女人禁制には諸説**あります。」と明確に記述している。知る人ぞ知るお二人の著名な識者の名前がある。「諸説」というのが正しい認識であろうと思う。いわば**前述疑問に対し、適切・客観的・合理的に説明出来る書付けや物的証拠は、見付かっていないという証左である。**

ここまでで思うことがある。「姥ならば女人結界である。」と断定(絶対化)出来るのか、つまり、その命題は『真』なのか?・・・姥は、女性が普通の生活において行き来する里にもある、よって「姥＝女人結界」(同値)が成立しない、つまり、その命題は『偽』である。

あるいは、逆に、「女人結界ならば姥である。(女人結界には姥を置いた)」と断定出来るのか、つまり、その命題は『真』なのか?・・・女人結界表示には女人禁制告知石碑もある、よって「女人結界＝姥」(同値)が成立しない、つまり、その命題は『偽』である。

二つの命題「PならばQである」および「QならばPである」がいずれも真のとき、P、Qを互いに他の必要十分条件というが、ここでは偽と偽の関係であり、姥と女人結界においては必要十分条件を満たさないことから、真あるいは偽の片方だけを以って成立という論理は成立しない、破綻することになる。

提供館 (Library)	山形県立図書館 (2110039)			管理番号 (Control number)	山形県-2006-0037
事例作成日 (Creation date)	2006年07月21日	登録日時 (Registration date)	2006年07月21日 12時12分	更新日時 (Last update)	2009年03月04日 19時06分
質問 (Question)	出羽三山の女人禁制が解かれたのはいつですか。				
回答 (Answer)	出羽三山は月山、湯殿山、羽黒山から成っています。 女人禁制には諸説ありますが 、月山、湯殿山は明治10年に解禁され、羽黒山は一部を除いて女人禁制ではなかったようです。一部というのは荒沢寺などの奥の院で、それも仏像の移動などにより解禁されたようです。羽黒山が女人禁制でなかったのは、山の神が玉依姫命という女性の神とされており、女性の参詣が盛んだったためと思われます。ただ、女性の山伏修行は禁じられていたようで、昭和25年に初めて許されたようです。				
回答プロセス (Answering process)					
事前調査事項 (Preliminary research)					
NDC	神祇・神道史 (172 9版)				
参考資料 (Reference materials)	出羽三山史/阿部正巳/著 出羽三山修験道の研究/戸川安章/著				
キーワード (Keywords)	女人禁制 出羽三山				

図-16

以下、本域の具体的な場所・状況について、女人禁制・女人結界に係り、諸説の一旦としてさらに私説を加えて行く。

6. 本道寺口「高清水通り」における「女人結界」に係ること

以下、別記という言葉を使う処は「高清水通り 調査報告書（ダイジェスト）」を指す。

(1) 「姥像等石碑群」の所は女人禁制の境界ではなかったはず／図(表)-17

三十三丁（石）～三十四丁（石）の調査過程		
発見日	対 象	最初の発見者
2022(R4)年9月14日(水)	背面の分厚い土壁を落とし「祖母神」の刻字を発見した	大沼香
2022(R4)年10月9日(日)	三十四丁（石）を地中から掘り起こし発見した	〃
2022(R4)年10月20日(木)	「姥小屋」跡地を発見し、後日有志を案内し再確認した	〃
図(表)-17a		

その1；享保六（1721）年奉納の「祖母神（乳母）」像があることを踏まえると、一説ではあるが、母乳が出ない、あるいは何らかの理由で生みの親が授乳出来ない者に代わって養育した女性を供養・慰霊する碑であろう、**女性特有の天性（慈愛・仁徳・優美・母性・・・）を神格化した表象なのだろう。そんな役目を持った慈愛深き乳母様に対し、女性立ち入り禁止の境目の番人役を与えただろうか？ 与えないであろう。**

その2；通称される「うば（姥・奪衣婆）」は仏教色の表れだろうが、ここのものは女性蔑視・女人差別とはまったく縁のない神道色の濃い神を込めた祖母神像が奉納されている。正統な神道の世界に、そもそも、女人禁制の思想はなかったはず。なぜならば、仏教は外来である、それまでは日本文化（宗教文化）特有の自然崇拜古神道の世界である、一時的には論争はあったものの仏教を受け入れたのである、多様性尊重の根源的思想が根付いていたからこそであろう。しかもその祖母神像は享保六(1721)

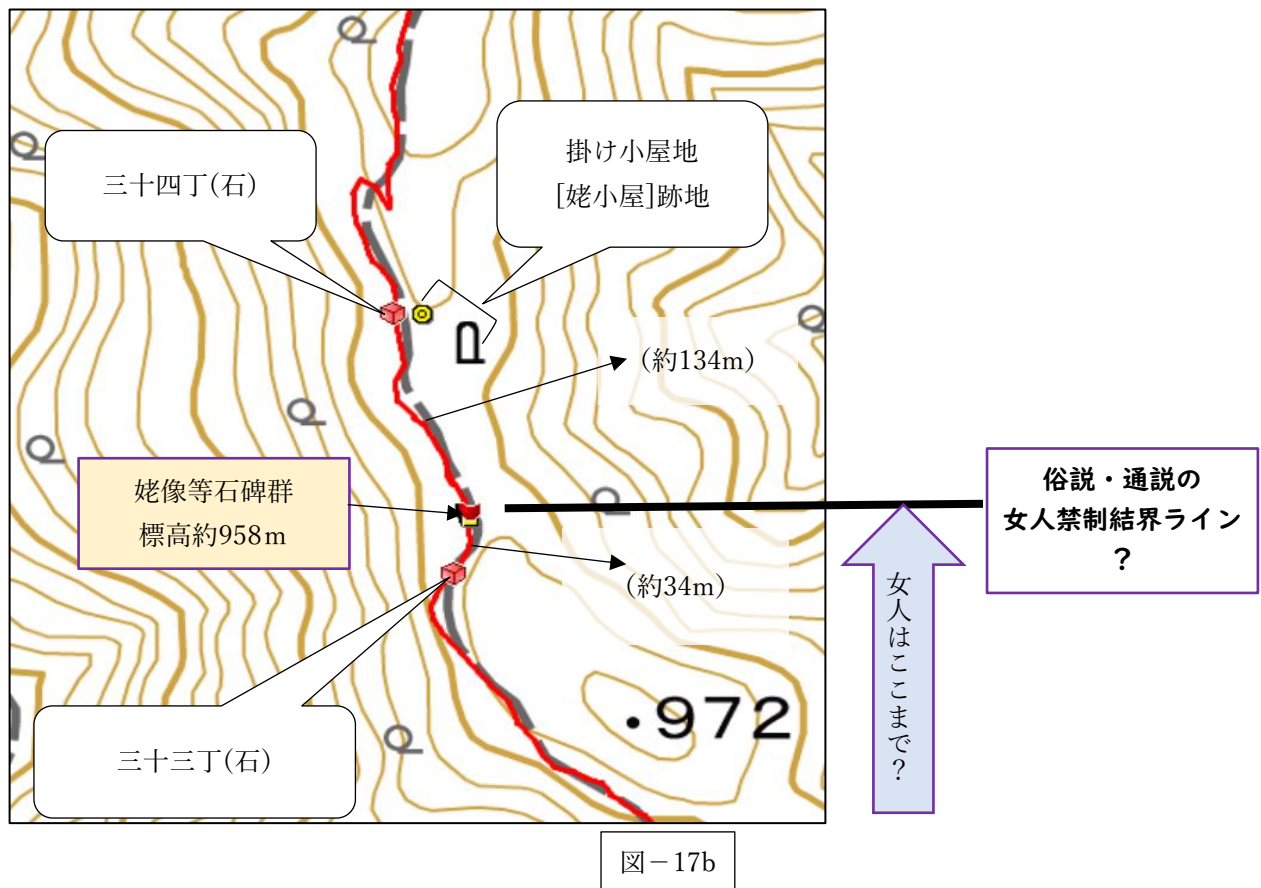


図-17b

年、今から300年以上も前に安置されたものである。しからば、私説はどうでもよく、同像を安置せしめた頃、ここに厳格な女人結界を敷いたのだろうか？ 敷かなかっただろう。

その3；「姥」に隣り合わせの不明としていた石像「祖母神」に間違った解釈の「懸衣翁^{けんえおう}」を当てはめ、夫唱婦随（一対）を作り上げて「姥＝女人結界・女人禁制」を補強しようとした意図が見え見え丸見えである。先行研究の何かから影響を受けて、ここは女人結界であるべきとして先入観に植え付け、それを補強・正当化するために、不明像を夫婦（夫）役の「懸衣翁^{けんえおう}」を持って来たということだろう。厳しい表現をすればそれは偽作・捏造と言われても仕方がないのではないか。

なお、鹿間廣治氏著「奪衣婆－山形のうば神」（東北出版企画）」165頁に次の一説がある。「ところで、奪衣婆のそばに座っているのは誰なのだろう。ひょっとしたら、懸衣翁なのでは！ できればそうであって欲しい。」とあり、これが物語る一説である。

その4；別記したとおり、三十三丁と三十四丁との間――姥像等石碑群と姥小屋跡地は、三十三応現の観世音（観音）菩薩と三十四応現の妙音菩薩の霊域である。人はその生き方、思想信条、能力は千差万別、多種多様であり、この二つの仏様は、男女性別を問わず、身分を問わずにそれぞれの願いに向き合って叶えてやるという万民応現の観音菩薩（二つを合わせての総称）様なのである、地形的な特徴がないこの地点だが、まさに観音様が示現するに相応しい聖地と長い間感得されて来たのであろう。特に女性の信仰を集める観世音菩薩信仰に結ぶ観音浄土エリアとされて来たと考えている。だから、祖母神像や墓石・供養塔を建立・安置したのである。

その5；姥の形相（像容）にも様々ある。図(表)－18は私の自宅近くの人里（岩波集落）にある怖い顔立ちの姥像（昔からこの位置）である。図(表)－19はここ姥像等石碑群の姥で、非常にやさしい顔立ちであり、とても、厳しい掟の女人結界を知らせる顔（面相）ではない。

図(表)－4bに遡るが、㉔と㉕の見解があるように、姥には聖域と俗界の結界（境界線）監視役を託したというのではあればすんと腹に落ちる。しかし、総てを姥＝女人禁制の結界であると断定される

と賛同出来ないのである。それは里においても山においても同様の考え方である。

そうして、時代が進む中で、この地の利、霊地を熟知していた本通り基点本道寺の阿部秀学さん（憎坊、宿坊、里・山先達）は、「南無三十三観世音菩薩供養」塔を企図・建立したのであろう。また、他には正面に女性戒名を刻した墓石2体も安置したが、特に女性に人気がある観音様に抱かれて成仏するように遺族が念願しここに葬ったのであろう。この墓石に刻された関係者の一部は、月山や湯殿山を目指して歩いたことによるその足跡を残しただけではなく、**行者接待の賄いとして開山中の一時期「姥小屋」に住んだ（寝泊りした）可能性大である。**



山形市岩波の怖い姥

図(表)－18



姥像等石碑群の姥

図(表)－19

その6；この約134m先の三十四丁（石）前東南一帯の藪の中に昔掛けていた「姥小屋」——**人工的造成の水場と一体の地、ここは「高^{N o n}清水小屋」ではない。**——の跡地があることを突き止めている。姥像の所で女人を止めた・制止した訳ではない、少なくとも、100歩譲って、ここに限れば姥像位置の先の三十四丁(石)前の掛け小屋まで案内したはずである。

その7；この祖母神像に対する第三者的目線を取り上げる。後記図－20の記載は、「村山民族学会」有志で纏めている投稿集の一つだが、「高清水通りの姥像等石碑群」にあるものを取り上げた市村幸夫さんのものである。「祖母神」は母性本能を有する女性特有の慈悲を象徴するものである。また、地藏菩薩本願経・閻浮（えんぶ）衆生業感品第四において、釈迦（仏陀）は「地藏菩薩の前身が女性である」と明言している。市村さんは「祖母神は地藏を刻したものであったかもしれない」と記述されている、地藏≡女性≡祖母神の関係性（環境）が生まれることから、ここで祖母神に対し女性を追い払う役割を付与・付定したとは思われない。

その8；さらには、別記のとおり、ここから先の「石船」の発祥起源考察において、女性との強い結び付きを突き止めたことからこの結界点は不成立となる。

この段の纏めである。

そこで、そのような三十三丁と三十四丁で挟んだ観音浄土の地に女性禁制の結界を設定するというようなことは、旧本道寺配下本通り支配（専属別当）の源養坊は許さなかったはず。また、仏典上も観音様は男女を区別するなどとは一言も説いていない。もしも、厳格な女人禁制の結界であるとしたら、生存していた施主は、女性戒名を刻した墓碑・供養塔設置の場所としてあえてここを選定するはずはないと考える。

ここは、里の本道寺から約5km・標高約955mの所で道は傾斜が緩み平坦となり、一息付く場所で

ある。しかし、見晴らしが良いとか、深山幽谷の霊地を思わせる雰囲気があるとか、月山あるいは湯殿山を觀想遙拝出来る場所とか、そんな所ではない。女性はここ（今の姥像の位置）から先の立入りは禁止で、ここで折り返したとすれば、白衣姿で何のためにここまで来る必要はあったかとなる。 そんなにここを女人結界だと強調したいのならば、逆に言えば、ここまで女性を立ち入らせる必然性は何と考えているのか。 それとも、ただ単に訳もなくこの辺が女人結界と見て、後付け理由のために姥を置いたであろうという見立てなのだろうか。

ただ、三十四丁（石）と姥小屋跡と祖母神像は、極最近の2022(令和4)年10月9日以降に発見したばかりである、かつ、墓石2体に女性戒名が刻字されていることをきちんと表面化し、世に投じたのはT-FMOの調査結果に依る。「姥・奪衣婆＝女人禁制・女人結界」と思い込んでいた人達にとっては当然これらの情報は認識出来なかった訳で、そのような等式の認識で止まっていたことはやむを得ない一面はある。

「祖母神」と彫られた石像

市村幸夫

私の大事な仲間である大沼香氏から、未見の石碑データが届いた。氏は積極的に本道寺から月山への古道「高清水通り」に埋もれた石碑を掘り起こし、湯殿への道を探索しているご仁である。朽ちた石像の背の苔を取り払った結果、文字が浮かび上がった。以下の刻が確認されたとの報告である。

湯殿山 本道寺宿坊梅口口
奉納祖母神

米沢城下 大福口

享保六辛丑天六月口八日

下部が欠損しており、本道寺宿坊と米沢の寺院の名が確認できない。造立日の欠損部分は、湯殿山の縁日が八日であることから「初八日」であったのかも知れない。



月山への登山道:右は褌衣婆・左が祖母神の表面

祖母神碑の像容は自然破壊か神仏分離で損傷を受けたのかは判然としない。

祖母神と云う碑はいままで一度も聞いたことのない名称である。加藤和徳氏に問うたところ、柳田国男が「祖母神」について述べた論攷がある旨教えていただいた。

下野国芳賀郡祖母ヶ井村の子安明神は又祖母神と

称す。側に祖母ヶ井の水あり。村名之に起因すと云ふ。ウバはもと老女の義なり。之を祖母または乳母と書するは後世の通例にして、乳母神の称は即ち子安の神徳を言現すものなるべし。

子安地蔵の由来はかの賽の河原の伝説のみにても一応は之を説明することを得、幽界に在りても幼児の保護者たる菩薩なれば、心は闇なる人の親が此の世に於いて地蔵を頼みまいらすは自然の事なり（『柳田国男集』27号（明治44年7月考古学雑誌巻11号）昭和50年筑摩書房刊）

柳田国男のいう祖母井神社[うばがい神社]は、かつては「星宮神社」といい「星宮大明神」「牛頭天王宮」「姥神子安大明神」であった。明治6年に祖母井神社に改称している。祭神のひとつ木花開耶姫は「祖母神」と云われてきたという。久安元（1145）の創建。

本道寺古道「高清水通り」の祖母神は地蔵を刻したものであったかも知れない。祖母神碑は山形県内では初見。大沼さんの地道な活動と行動の結果であり、感謝を申し上げたい。今まで誰も気づかなかった石像の裏面、いろんなことが見えてきた。施主は米沢城下の大福口だろうか。大福寺なら飯豊町にあるようだ。湯殿までの里先達であったものか。祖母神碑は地蔵像の転用で、地蔵は全く別の人物が刻んだ可能性すらある。祖母神という石碑がなぜ他に残されていないのか。疑問は消えていない。



石像の背面「祖母神」

まずは、図(表)－21のと通りの天和三（1683）年の書付が重要である。この「高清水小屋」に新暦の7月末～9月末の2か月間、接客対応のために二人が寝泊まりして詰めたというのである。これらの細部は「高清水通り 調査報告書（またはダイジェスト）」に記述している。

（西川町史編集資料第六号・志津文書P20より）

一、高清水旧跡之事、・・・其旧跡神々明鏡ニ御座候。其時之宿坊源養坊ふ申候面、旧院今ニ御座候。然間此寺が高清水道之普請等ハ不レ及レ申、毎年六月上旬が七月下旬迄、小屋ヲカケ家来式人為レ登、
本道寺が之形・米・塩・味噌等改申候。如レ此古来之由緒分明ニ御座候事。・・・

天和三亥年五月 （1683年） 源 養 坊 宝 蔵 坊 本道寺 観海

図(表)－21

その1；ここには前記8頁図(表)－7のとおり、「九十六丁（石）」の他に墓石2体を安置し、内1体に「蓮屋妙光信女」と女性戒名を刻したのである。墓碑の読み方について、2022(R4)年11月25日、山形市内石材名工の一人とされる、「石沢石工（中桜田）当主」、2024(R6)年1月5日（金）山形市岩波石行寺佐藤住職からの意見を参考にすると次の3点の可能性がある。

✓1；遺族は、父「竟道栄究信士」の死去を機会に、施主は過去にここで亡くなっていた夫婦であろう「蓮屋妙光信女・還意浄光信士」を思い出して、一緒に鎮魂・慰霊のために側面に刻したのだろうか。残存の赤色ベンガラは、ここに墓石を置くようにと生前の意思を表したものではないか。

✓2；生存し、ここに奉仕している息子夫婦（施主は息子）は、同じくここに奉仕して来た父「竟道栄究信士」の死去を機会に、息子夫婦は旧本道寺住職から生前戒名（文字に朱色ベンガラ残存）を付けて貰い、当地に墓石を安置したのではないか。一般的には、生前戒名は亡くなったら遺族は消すが、消し忘れか、放置したのか。

✓3；ここに奉仕して来た父「竟道栄究信士」の死去を機会に、施主はここに墓石を安置した。側面刻字を墓誌と見なせば、その後の代において、ここに奉仕し亡くなった夫婦のその時の生前戒名を側面に刻したこともあり得る。

里から約11kmも山奥の山中にあえて墓石2体を安置したことに注目する。いずれにしても、ここに奉仕したからこそその墓石の安置であろう。また、頭部に（胎蔵界）大日如来の種子（梵字）を刻している、湯殿山・旧本道寺開基の空海＝弘法大師＝大日如来＝弥勒菩薩という信仰世界観が見えて来る。これらからは**並々ならぬ関係者の思い入れ・思慕、強い地縁を感じる。**

それでは、その地縁とは何であろうか。前記図(表)－21を踏まえ、墓石の一つに「蓮屋妙光信女」と刻した女性戒名に鑑みては、夏季間といえどもここまで女性が立ち入って、**一時期ここを住処に接待活動した、掛け小屋で接待奉仕した**ということの証左だというのが重要な意味を持つ。**だとすれば、希望する女性の行者・道者（参詣者）もここまでは入れた（入れた）^{はい}と考えるのは自然なことである。**この時点では少なくとも、一般の女性行者も受け入れたということだと考えている。

その2；「高清水通り 調査報告書 ダイジェスト」に別記したとおり、寛永十六（1639）年と天和三（1683）年の古文書（西川町史に記載）に、奥州藤原秀衡公の奥方、つまり、**女性が「高清水小屋」（元高清水）まで、自ら足を運び、「高清水通り」のここを含む6個所に**、1個所当たり6体の塩竈六所明神金仏計36体を寄進・建立したと記録されている。このような一つの出来事について、異なる二つの文書があって、かつその出所（保存場所）が異なり、かつ50年近くも年代差があることから、当事者の自作自演的偽作ではないということは明らかである。もしも、偽作だとすれば、そういうもの（嘘）を公的文書に載せた西川町の姿勢が問題視される。

その3；「元高清水」は往古より図（表）-21のとおり「**旧跡神跡明鏡**」と称した特別の聖地であり、また、小屋掛けをした地であり、むしろ、ここまで女性をも案内・誘導し、参詣料・賽銭を徴収（頂戴）するしたたかさがあつたのではないのか、その方が得策であつたろう。

その4；「元高清水」に、別記したとおり手洗い水受け「手水舎」（てみずや・ちようずしゃ）を設置したことが記録に残っている。また、ここまで馬を仕立てて、荷物の運搬・運送を担っていたという記録も載っている。とりわけ馬立はすなわちそこまでは荷物は馬に乗せることによって、女性の参詣をも援けた、ここまでは女性の立ち入りを認めたということであろう。もちろん、ここでの馬は女性だけの荷物運搬ではなく、小屋の荷物の上げ下ろしや男性の荷物の運搬に係つたであろうことは言うまでもない。

その5；「元高清水」は隣接する「柴燈場（柴明場）」は湯殿山遥拝、烏川不動滝遥拝、月山遥拝に絶好の場所であり、東西南北四方浄土の祭儀の舞台であつたろうと推測する中では、そこと一体を成した旧本道寺の奥の院的存在として、ここまでむしろ積極的に女性を誘導した可能性大である。

.....
里の集落から約11kmも離れた雪深いこの山中に女性戒名を刻したものを置いたことに着目すべきです、これがとても重要な視点である。もしも、里から約3.8km地点の「姥像等石碑群」が厳格な女人禁制結界というのであれば、どんな理由があろうが、そこから約8kmも先の当地に女性を結び付ける必要はなかっただろう。

7. 岩根沢口「清川道」における「女人結界」に係ること

その1；まずは次頁図（表）-22のことを再度取り上げる。私は2023(R5)年7月31日(月)午後、清川行人小屋前のこの像に初めて対面した時、何の疑いもなく弘法大師像であると一目直感した、同行した一人もそう言われた。

その2；ところが、可笑しなものに出くわした。

図（表）-23のM欄は、インターネットサイト「月山・朝日やまだより」→「烏川經由清川行人小屋への道案内」に載っているものの抜粋である。

図（表）-23のN欄は、鹿間廣治著「奪衣婆ー山形のうば神」（東北出版企画）」P122-123に載っている抜粋である。

この二つは掲載写真・文脈からして、同小屋前のこれと同じものを指している。つまり、**「弘法大師」を「姥・奪衣婆」と間違った解釈をしているのだ。** 誤解は、現場に自らの足を運んで行かないから、あるいは他人の写真の机上論で済まそうとするから生じたのではないか。



清川行人小屋前のこの像は「弘法大師」、
「姥・奪衣婆」ではない。²⁰³

図(表)－22

	16. 姥様像 女人禁制の時代にここまで入り込んだ女性が神仏の怒りをかい石像にされたとされる姥様、満月の夜に家さ帰りてえと泣きうめき声が聞こえると云う。	M	共通は「姥」
	行人小屋 大蔵村清川（月山） ・・・奪衣婆はここでは「姥地蔵」と呼ばれている・・・この姥像と他の姥との違いは何と言っても胸のオッパイの形である。まるで、切れ目を入れて押しつぶし丸いアンパンを二つくっつけたみたいだ。・・・（概略地図もある。）	N	

図(表)－23

その3；この増全体の特徴は一目、右手に密教法具の一つ三鈷杵（あるいは五鈷杵）を握っており、その先端部は右胸に当てている、左手に数珠を握っている、世に有る弘法大師像の特徴が顕著である。

図-24aは本道寺「口之宮湯殿山神社（旧本道寺）」に奉納されたもの、図-24bは高野山霊宝館／（公財）高野山文化財保存会HPより拝借したものである。これらに照合して弘法大師像である。私が指摘したいのは、前記図(表)-23[M・N]に登場する人物（著者）は、本来は像の何たるやを判別できる知識を有した立派なお方であろうと思うからこのような疑義を呈するのである。

したがって、繰り返すがここの像は「姥・奪衣婆」ではないのだ。^{N o n}



図-24a

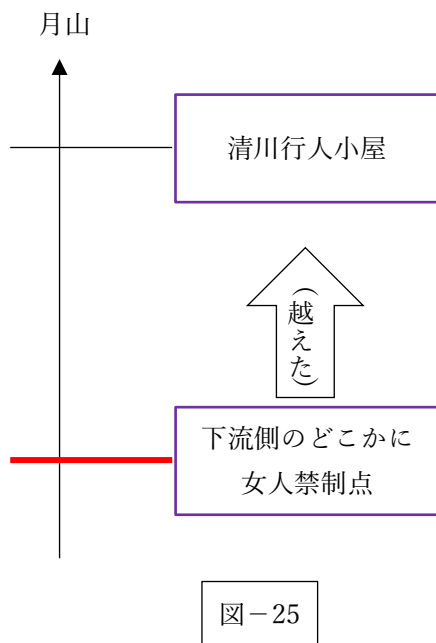


図-24b

その4；今度は知人から言われてハタと迷った、顔が子供っぽい、お地藏似を感じる、首を挿げ替^すえたのではないかという声である。そこで背面を確認した、背中の丸みを帯びた斜め線は着用法衣の合せ目である、また、首筋を見るが、自然な形で接合であり、襟である。一度、破壊されたものに後で繋いだ（接着した）という痕跡はまったくない。作者（石工）の誤りとか未熟とか、様々な見方はあろうが、顔は少年期の空海なのだろうか。

弘法大師像を姥像・奪衣婆と間違ったのは、書いた本人が本当にその現地に行って実物と直接対面した上でそのように思ったのか？ いや、行ったかどうかは問題ではなく、「姥・奪衣婆＝女人禁制・女人結界」という俗説に惑わされて、女人禁制・女人結界のイメージが強い印象に残り（いわゆる言葉の一人歩き、強い先入観）、ならば、それを特徴付けるのは姥・奪衣婆である、姥・奪衣婆でなければならないとする思い込みが間違いを生んだ可能性大である。

その5；さて、前記図(表)-23Mの中に「女人禁制の時代にここまで入り込んだ女性が神仏の怒りをかい石像にされたとされる姥様、満月の夜に家さ帰りてえと泣きうめき声が聞こえると云う。」との説明からは、図-25のとおり同小屋の場所は女人禁制エリア内であり、同禁制点はもっと下流側ということになるはずである。下流側の女人禁制点を越えて来たからだというのであれば、「姥像」をその点に置けば良いのだが、なぜ、清川行人小屋に置いたのか理に合わない。

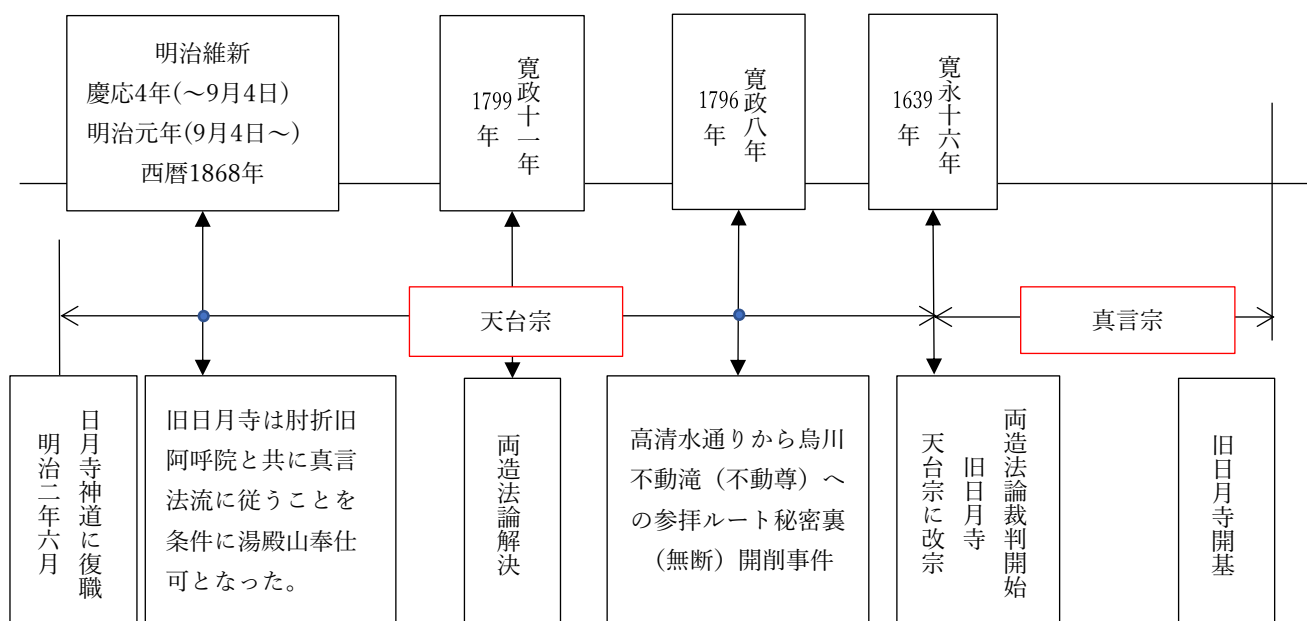


その6；しかも、これほど多くの女性戒名墓石があるのである。

女人結界は下流側の烏川行人小屋だったとか、あるいは清川行人小屋だったという見方については、前者は里から約10.5km・烏川渡渉点、後者はその先で里から約14km・標高約1365mの山奥である、高清水通り「姥像等石碑群」から見れば、3倍以上の山奥で、かつ標高も1.4倍も高いのである。手前の通過ポイントとしては把松稻荷神社があり、山形領・新庄領の郡境ピークがあり、水場もあり、女人結界はそんな場所に設定出来たはずである。しかし、通説はこれらには触れないのである。元々、清川小屋前の像を「姥・奪衣婆」と誤解していることを自覚出来ずにその「姥・奪衣婆」を以て女人禁制を根拠付けて、それに沿い話を展開するが、真実は「弘法大師像」なのである、**真実は「姥ではない」のであるから、その途端に清川行人小屋が女人結界だという筋書きは瞬時に瓦解してしまうのである。そもそも姥ではないものを根拠に「姥・奪衣婆＝女人結界」と倒錯した論理は成立しないのだ。**

この場所において「姥・奪衣婆＝女人結界」が成立しないのなら、仮に設定したとすれば基点の旧日月寺境内も考えられる、そうでなければ、月山頂上まで行けた可能性は有り得る。私はこの時点では、少なくとも、**清川行人小屋までは女性を入れた、女性も入ったと推定している。一部は「高清水小屋」と同様に道者接待の賄い婦として詰めた、住み込んだことは十分に有り得た、その可能性大である。**

その7；後記図(表)－26・27・28を参照のこと。同26図は「岩根澤之面影」P148～を参照した概念図、次に旧日月寺の宗派変遷と本域両道に係る女性戒名墓石を羅列して見たが、岩根沢基点旧日月寺の開創時は真言宗、その後は天台宗に改宗、高清水通り基点本道寺旧本道寺は始終真言宗であったが、宗派・法流の違いで女性に対する扱いが違ったのだろうか。明治何年か以降は女性立入りがやっと許されたのだから墓石安置は当然、と言うのであれば、逆に、江戸期までは女性戒名墓石の建立は許されなかったとなるのではないかと。しかし、現に、このように安置したのである。



図(表)－26／旧日月寺の宗派変遷

清川行人小屋前に墓石の集計			
――	全数	女性戒名	小屋の前に墓石が 10 体あり、それらを集計すると左表のとおり、何と女性戒名のものが 7 体（70%）を占める、これは何を意味するのだろうか？（月山東南エリアにおける従来の女人禁制うんぬんの通説・俗説は瓦解！）なお、10 体中 8 体はその下半分はみな地中に埋もれていた、2 体はほぼ全て地中下にあったものを掘り起こしたものである。
西面	4	2	
南面	6	5	
計	10	7	
図(表)－27			

女性戒名墓石に刻字の年号別配列				
(前記図－5 も参照のこと)				
高清水通り沿い			清川道沿い	
A 姥像等石碑群	B 高清水小屋跡	E 胎内岩	C 清川行人小屋前	D 来名戸神
	文政三庚辰九月 (1820)	天保(1831～1845年) 嘉永三年 (1850) 安政四年 (1857)	嘉永四年(1851) 文久二戌年(1862) 慶応四辰年(1868)	弘化二年(1845) 嘉永(1848～54 年)
明治十五年(1882) 明治十五年(1882)			明治四辛年(1871) 明治二十五年(1892)	
			？ ？	？
姥像、祖母神像			弘法大師像	地藏菩薩像
図(表)－28				

はてはて、それらの女性戒名墓石は、明治以降、それも、戦後、わざわざ、それらの地に運んだのではないか？ という鋭い斜め視点も想像出来る、へそ曲がりとは言えないが。過去の真偽は五分五分であるから否定しない。しかし、前記のとおり女性戒名墓石は例外的に 1 体のみがあるという状況ではないのだ。刻字年は、没年か設置年か、年号の意味に不確定な面はあるが、あるいは明治の安置といえども女人禁制期に入ったから当然という見方であろうが、没年か設置年のいずれかであって、生前若い頃に、ここに強い地縁があったからであろう、つまり、ここに生前（江戸期）に何らかの理由で立ち寄ったことがあるから、あるいは一時的短期間でも住んだことがあるから遺族は、後年、死去に伴いここに墓標を立てた、すなわち墓石を置いたということである思う。

その 8；この清川小屋前の墓石に刻された関係者の一部は、月山や湯殿山を目指して歩いたことによるその足跡を残しただけではなく、**道者接待の賄いとして開山中の一時同小屋に住んだ（寝泊りした）可能性大である。**

8. 墓石と地縁の関係性

その 1；居住地(P)、足跡(Q)、死亡地(R)、骨の埋設地(S)、墓石安置(T)の水平 5 要素について、それぞれに対する垂直要素（標高・距離感）の里(A1・A2)、里と山の途中 (A3)、山(A4)の 4 要素の関係性を表化すると図(表)－29a のようになるだろう、簡素化すれば同 29b のケースにもなる。よって、様々な取り合わせが想定されるが、煩瑣になることから逐一を記述しない。

ところで、学者の視点によれば、墓の分類うんぬんが好きなようであるが、ここでは意味をなさないので組みしないこととする。

				水平要素				
				居住地 (P)	足跡 (Q)	死亡地 (R)	骨の埋設地 (S)	墓石安置 (T)
垂直要素	里	遠	A1	○	○	○	○	○
		近	A2	○	○	○	○	○
	里と山の途中		A3	○	○	○	○	○
	山		A4	○	○	○	○	○

図(表)－29a

	生前の現地足跡の有無（是非）	
女人禁制エリアの有無（是非）	Yes	No
Yes	P1	P2
No	Q1	Q2

図(表)－29b

P1;女人禁制エリアの中、生前、現地に足を運んだ（行った）ことから墓石を置いた。

P2;女人禁制エリアの中、生前、現地に足を運んだことはなかったが墓石を置いた。

P3;女人禁制エリアではなかった中、生前、現地に足を運んだことから墓石を置いた。

P4;女人禁制エリアではなかった中、生前、現地に足を運んだことはなかったが墓石を置いた。

その2；前記図(表)－28中の石については、現地で見ると、平均的に縦50cm前後、幅30cm前後の小さなものに個人の戒名、没年月日を刻字していることから墓石であることに間違いはない。つまり、遺骨（死者の霊魂も含め）を弔うためのシンボルとしての墓石である。基本的な墓石と骨の関係性を見れば、死亡場所はどこであろうとも、そこに骨を埋めた（分骨であっても、爪だけであっても、一部の髪の毛であっても）ことから墓石を置いた、地中に骨を埋めてその地上に印として墓石を置いた、逆に墓石があるからには、その地中に骨等死体の一部が埋められた、と理解するのが一般的、社会通念であろうと思う。もっと、簡単に言えば本域での「**墓石は亡き骸と一体の霊魂の見える化**」を図った印である。これらは**霊魂のみを祀り供養するためのいわゆる単なる霊位碑や単なる供養碑ではないと考えている。**

その2；月山山頂神社内にある石碑を図－30に再掲するが殆んどに「霊位」と刻されている。一つ一つの建立年等の銘文を確認していないので何とも言えないが、神仏分離が解放された明治以降のものに見えたが。片や胎内岩の物を図－31に一例を再掲するが、上の3基は単なる供養碑（霊魂碑）であるものの、下の3体は頭部に円弧を刻し、戒名を刻し明らかに様態が異なることから墓石である。

その3；墓石頭部に刻した円弧の印について整理する。前記のと通りの墓石の殆んどに墓石頭部に丸い一重円を刻している、何の意味なのか。仏教の影響で「太陽」や「月」、「輪廻転生」、「永遠」など、様々な意味合いを持つと考えられている、死者の成仏懇願を仮託した印なのであろう。

頭部に一重円があれば即墓石とは断定出来ないが、墓石を特徴付ける重要な印となる、霊石や供養碑と見られるものには刻されていない。



図(表)－30



図(表)－31

その4；墓石と、遺骨・地縁との関係について、対照的な特殊事例を図（表）－32に記述する。

Z 1；「墓石⇔骨・地縁」（同値同相）と見る事例

実際的な一例だが、私は四国八十八か寺霊場歩きへんろ（一気通貫）4回行っているが、所々に行き倒れを吊ったとされる無縁仏（無縁墓）に出会った、右図は2024(R6)の4回目へんろで確認したものである、これは、ここで行き倒れにより死亡したことからその場所に土葬し、墓を建てたということ。するとこの場合、居住地はどこであろうとも、死亡地の近くに骨を埋めて墓石を置いたのである。



Z 2；「墓石≠骨・地縁」（非同値同相）と見る事例

奉納絵馬を敷衍化して考える。子供が幼い頃に亡くなった、そして、今頃は結婚し子供を授かったはず、そこで、供養のために想像上の結婚式を描いた絵馬を奉納した事例は沢山ある。

そこで、故人がそこに行きたいと願っていたが行けなかったということから、遺族が故人の意思を尊重し、せめてもあの世で御山参りを叶えてやろうとして、戒名を刻した石を置いた、ということの可能性はあるだろう。その場合、私は『仮想墓石』と称する。



天童市「鈴立山若松寺」HP

図(表)－32

その5；さて、前記図(表)－29の焦点を絞り、図(表)－33のとおり³³の三つの要素で考えて見る。ア～クまでの順列的組合せの可能性はあるが、オ～クは問題外である。アの三点セットが一番自然的である。“そこに地縁を結んだ”とする足跡との関連も加味して考える。例えば、前記Z2のような仮想墓石

	墓石	お骨	立寄	Yes・No	
ア	Y	Y	Y	○	(①)
イ	Y	Y	N	○	(②)
ウ	Y	N	Y	△	
エ	Y	N	N	△	
オ	N	Y	Y	×	
カ	N	Y	N	×	
キ	N	N	Y	×	
ク	N	N	N	×	
図(表)－33					

だとすれば、その所に一度も行ったことはないが、生前行きたいと願っていたというその心・夢をそこに置いた、その印に墓石を置いたということになる。その心・夢も前記靈魂の範疇だといふのかもしれない。それは”まったくない“とは言えない、と理解はしている。仮想墓石だとすれば、その場合はもはや墓石とは称さず後述するような供養とか、霊位とかを刻字した供養碑・霊石と称することになるだろう。

しかし、そうではなく、レアケースを持ち出すのではなく、頻度はともかく、故人が生前墓石建

立地に行ったことがあるからこそ、周囲・周辺に住んだことがあるからこそ、そこに立ち寄ったからこそ、遺族は容易には供養のために行くことは出来ないものの、故人の生前の活動・足跡・功績を最大限尊重する観点で、その痕跡の見える化を図る意図を明確化して、里から10km以上も山奥で標高の高い雪深い山中に安置したのだらうと捉えるのが自然ではないかと思う。本件のような現実・現状に対して、仮想墓石という夢想の世界を持って来て、真実であったが如く想像するとすれば、”外れ“ではないのか。なお、もちろん、その場所で亡くなった人もいたであろう。

9. 大胆仮説

(1) 女性も月山頂上まで行ったのではないかな？

とにかく、文献知が豊富な方は、墓石であるとかないとか、供養碑であるとかないとか、などの分類論をかざして事を複雑化してタメにする体を以って、「姥・奪衣婆＝女人結界点」を前提化し、具体的な場所を決定付けるかのような文言がお好きなようである。それが、既成概念・固定観念の通説化・俗説化して行くのではないかと察している。(一方はミスリード、他方は被洗脳) ここはそういう学問の世界ではない。本件エリアにおいては、現地・現物の女性戒名刻字墓石に鑑みては、様々な経緯や理由があったとしても、基本的には、濃淡・頻度はともかく、その墓石安置場所に女性の立ち入りがあったと理解するのが自然であると思うに至っている。

高清水通り・清川道は一般民衆・庶民たる行者の参詣道であった。山伏修行者や修験者等の一部の専用道場ではなかったはず。山に女人禁制を説いたのは修験道思想が大きく絡んでいるからだということも承知している。もちろん、修験道を心得た山先達が案内したことは十分承知している。その両参詣道が交錯する月山東南エリア西川口においては、仮に女人禁制を叫んだ人がいたとしても、厳格な監視は行われなかった、緩々の聖俗結界という程度のものではなかったのではないかと推測している。いわば、女人禁制はないも同然だったのでなかったのか。100歩譲って、関係者総意の上で、公的な女人禁制点を設けたとしても、時間軸ではある一時期・ある一定期間、面的には極狭い範囲であったのではないかな、範囲は必要最小限にしたのではないと思うに至っている。

がしかし、そもそも天台宗(伝教大師最澄)や真言宗(弘法大師空海)の教えに女性を排除する思想はなかったはず。例え、修験道(山伏)の世界であっても、こと本件課題の月山東南エリアにおけるこ

の両道については、実際的にはなかったに等しかったのではないのか。繰り返すが、いやいや、従来の通説・学説では月山東南西川口エリアにも厳格な女性禁制点を置いたということであろうから、この面では見方は分かれることになる。面白くなって来た！

月山向けでは、山頂まで行き月山大権現を拝んだのではなかったか。現に、山頂まで約900m・標高約1880mの体内岩に多数の女性戒名墓石があることから、女性も山頂まで行ったはずである。女性は山頂目の胎内岩で引き返したということは有りえない、可能性は小さいと思う。

このように見えたよりどこを何点か取り上げる。

以下は、間接的周辺事情ではあるが、御山（の神仏）は、自らは女性を閉ざしていなかった、対女性においても開放的であったのではないかと言いたく取り上げるものである。つまり、「男性は是、女性は否」と明瞭化・公知化していないだろうという視点もある。

一つ目は、「両造法論」に係る西川町史編集資料 第八号（三）P140～P141を図（表）－34aに取り上げる。

6. 本道寺再返答書－寛文六年三月九日（西暦1666年）

・・・湯殿山ハ全く酒井左衛門尉殿之御私領ニ而候。又月山と申者、最上庄内之境目ニ月山権現堂御座候。其御堂之前殿二本之地形より南之方ハ、最上白岩之分ニ御座候而。今程は御領所ニ罷成候。其御堂之内前殿二本之柱より北之方ハ、庄内分ニして尉殿之御私領分ニ御座候。

・・・御堂之鉢守を、社執行と申者白岩之地頭江永銭拾貫文宛相済候。殊更最上口月山別當は、最上口之本道寺並同村左藤常陸、布施新左衛門と申候而、月山権現之三別當仕候得者、即刻三別當所江礼義音物調候而、申渡候様者、権現堂之御戸開らき仕候条、・・・

図（表）－34a

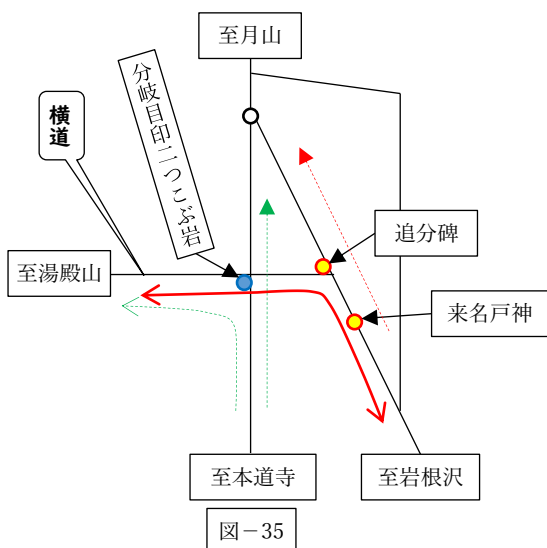
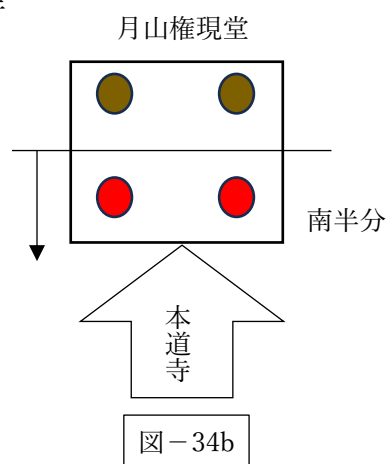
簡単に言うと、図－34bのとおり、月山山頂に権現堂があって、北側半分は庄内（羽黒）が占有（占領奉仕）し、南側半分は本道寺村の三別當、本道寺・左藤常陸・布施新左衛門の計3者で奉仕していたという。つまり、月山（本地仏を阿弥陀如来とする月山大権現）をもきちんと参詣・祭祀の対象にしていたのだ。だとすれば、湯殿山参りが最終目的にせよ、月山経由の時は、当然、この月山大権現様にあいさつ参りをしたということであろう。江戸幕府の三奉行所（寺社奉行等）評定所――今でいう最高司法機関に差し出した公的文書であるから重いものがある。

もちろん、男女区分けは書かれていない。

次に関連で「第3巻－Ⅷ部“甦れ、魅惑の古道”『横道』復元化」から図－35を抽出する。

そこでの新たな問題意識である、図(表)－36を参照のこと。月山山頂権現堂施設における①旧本道寺別当配置、②真言・天台の宗派別の2要素以って有無（Y or N）相関を展開して見た。○印は月山参りが出来た、×印は月山参りが出来なかったことを意味する。

理論上で仕分けすれば、権現堂を南北に二分割しなかった（旧本道寺三別當を配置しなかった）時代（[®]N）は、岩根



沢旧日月寺の宗派を問わず、岩根沢道者は自由に月山参拝を行えただろう。分割（配置）した（[Ⓐ]Y）時代は、日月寺の宗派との関係においては、真言宗時代は参拝可（[Ⓒ]）となり、天台宗時代は参拝不可（[Ⓓ]）としただろう。ただ後者の場合は庄内側（北側の羽黒奉仕）に回って参拝したはずと解釈するのは通念であろうか。しかし、本道寺はしたたかに賽銭稼ぎの為に自所に誘導した可能性もあったのではないか。

(岩根沢旧日月寺) (本道寺旧本道寺)		天台宗	真言宗
真言宗	三別当 配置 月山	× [Ⓓ]	○ [Ⓒ]
		○	○

図（表）－36

こうして見ると、特に本道寺行者、岩根沢道者は図－35のと通りの道の交差と合わせ考えると、一時期は男女分け隔てなく、月山権現堂の南半分までは女性も足を踏み入れたのではないだろうか。

二つ目は、山形県「山形の宝」データベースより「貞治七年阿弥陀板碑」を図(表)－37に取り上げる。西方極楽浄土の教主、阿弥陀如来を中尊とし、その左脇侍に観世音菩薩を、右脇侍に勢至菩薩を従えた、阿弥陀三尊像の種子形式のものである。古は、里の行人結集においては月山を目指したのである。山形側から見れば、地の利として、寒河江→白岩→西川に入り、岩根沢口・あるいは本道寺口から御山に入っただろうから、この当時は第一義的には湯殿山ではなく月山崇拝だったのである。もちろん、男女区分けは書かれていない。



山形市山家町の通称「糠塚」という細長い土壇状の塚（高さ約3m程度）の上に立っている、南北朝期の北朝年号貞治7年（西暦1368年）の年号が刻まれている板碑。高さ1.3m、上部幅44cm、下部幅42cm、厚さ30cmの柱状である。正面上部に直径37cmの円い二重円線を配し、その中にキリク（阿弥陀如来）の種子を刻み、その向かって右にサ（観音）、左にサク（勢至）の種子を並べて置く。その下方に

月山行人結衆等
貞治七季（年）戊申三月日
已上百余人敬白

の銘文が刻まれている。この場所には昔、一明院という修験寺院があったとされ、五輪塔や小石仏が立つ。行人が結集し月山登拝した最古の例として貴重である。

図(表)－37

なお、旧本道寺は平安時代前期、大同四（西暦809）年に寺号を「月光山光明院」として弘法大師空海が開基したとされるが、それ以降の鎌倉・南北朝・室町・戦国・安土桃山の時代は月山が主、湯殿山は従であったと思う、葉山とか鳥海山を絡ませた難しい話はここでは避ける。ところで、何かの本に、湯殿山が今様の赤茶けた御宝前になったのは江戸時代になってからで、人為的な造成・細工によるものではないか、とする記憶がある。

(2) 女性も湯殿山御宝前まで行ったのではないか？

まずは、山形県「山形県史蹟名勝天然記念物調査報告書」P258より、寛文十一（1761）年頃の文書を(表)－38に抜粋する。

・・・女は湯殿山、羽黒山に登ることはできるが、月山は野口より女人禁制^(14P)で登ることができない。羽黒山系の女は羽黒別当より、湯殿山参詣の女は別当注連寺より手形を貰い、・・・

図(表)－38

何と、女性も湯殿山（御宝前）にお参りすることが出来たのである。取るに足らない私の説ではなく、権威ある山形県の調査報告書である。まさか、誤字誤植などということはないだろう。

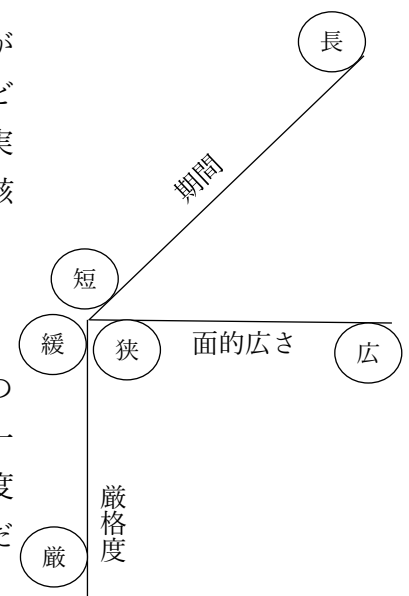
三山総奥の院湯殿山向けでは、具体的には、岩根沢口・本道寺口から「高・清フレンドリー古道（両道）」に入った女性の行者・道者は、行者・道者の中で女性は、「手盡坂」を登り切って草付きにある二つこぶ大岩より西側の「横道(よこどう)」に歩を進め、湯殿山御宝前まで行けた、あるいは、「装束場」で湯殿山（御宝前・湯殿山大権現）を遥拝し、石跳コースを下ったのではないだろうか。

(3) 関所的機能の形骸化？

高清水通りにおける文政五年起点記念碑を置いた所に木戸^{きど}という名称があったことや、烏川行人小屋に置いたとされる参詣人改所や志津番所などに鑑みて、要所には関所的機能（見張り所）を置いたかもしれないが、実体は緩かったとか、裏道があったとか、賄賂で通過出来たとかなどで形骸化し、ある時には一般参詣者の女性も登れたのではないか。

(4) 関係性の別視点 (図－39)

女人禁制に係る切り口を変えて再考する。禁制の期間について、有無の両極の間には短期間から長期間の要素がある。面的広さについては狭い一部から広範囲の要素がある。厳格度については緩々から非常に厳しい程度の要素がある。これらの要素の見合わせを一つ一つ検証する必要があるだろうが、切りがない・・・。



図－39

10. 「竹の塚古墳」

今の処女性戒名の存在を含め確かな墓石を確認していないが、特異な存在であることから参考的に取り上げる。2023(R5)年9月11日(月)、月山頂上小屋管理人の芳賀竹志さんから初めて紹介された所、胎内岩——数多の墓石や供養碑が奉納されている霊地(祖霊が鎮まる地)の山頂側に、図-40のとおり
の異様な塚と思えるものがある。道の西側にありほぼ南北に約10m位の細長い盛土が形成されている。その上に石が丁寧に並べられたように整然と置かれている。形は左右(東西)対象、東半分はハイマツと草木が生え、西半分はハイマツがなく少し草付きで区分されている。無造作・ランダムに積んだケルン状目印岩には見えない。一目直感、人為的、人間の意図を感じる。芳賀竹志さんは「これはお骨を埋葬した古墳ではないか」と見立てているそうである。そう言われれば、まったくそのように見える。そこでここを「竹の塚古墳」と名称付けた。祖霊が鎮まると信仰されて来た胎内岩と一体を成す狭いエリアに隣接している。



図-40

その後、私は2023(R5)年10月8日(日)再調査に行った、古墳の長さ軸方向はほぼ南北に造成されていることを突き止めた、**最高部には、密教で創始された五輪の塔の一部(頭部の空輪か、死者への供養塔・墓標)と思えるもの残っている。**なお、他の部位や直方体状の墓石は見当たらなかったが、芳賀さん指摘の通りに明らかに広い意味での墓石の範疇にあることを突き止めた。盛り土の中には他にも墓石があるのではなかろうか？ 従前私は、ここは幾度となく歩いて来たが、この形状にはまったく気に留めることはなかった。

〔 まとめて 〕

次に江戸時代の数点の古絵図を読み解いて、今の国土地理院地形図にトレースすれば図-41のとおりである、岩根沢から入った道者は装束場まで行った時、あるいは、本道寺から入った行者は高清水通りから横道経由にせよ、志津から石跳沢経由にせよ、装束場まで行った時、湯殿山御宝前は目前なのである、例えば、女性が行ったとすれば、そこまで行って御宝前に立寄らないということはなかったであろう。ただし、前記図(表)-15のような女人禁制の立て札があって山先達の指示に従い、装束場で遙拝した（御宝前までは行かれなかった）ということは当然あり得る。

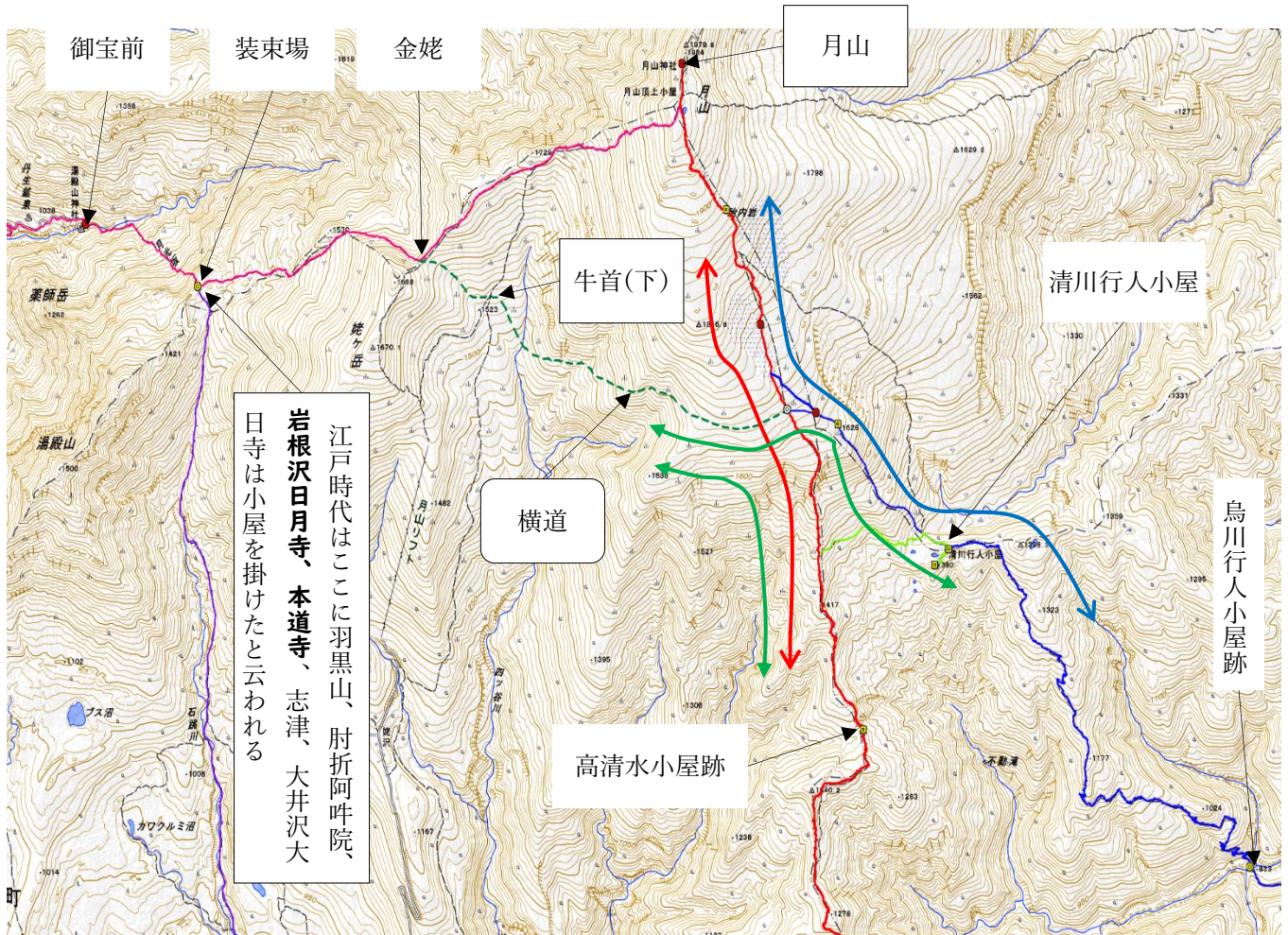


図-41

私の最大の問題意識、関心事は、墓石の安置（存在）と刻まれた故人の足跡、つまり実際にその場所（周辺を含む）に足を運んだことの有無、すなわち直接的地縁の有りや否やである。

遑って、1頁下段に記載した書籍本にはこの視点からは一切触れられていない。

もちろん、以上を以って、開闢以来いつの時代も女性が普通に月山山頂（月山大権現）まで行けた、湯殿山（湯殿山大権現）まで行けたはずと主張するものではない。出羽三山に有史以来ずっと、女人禁制・女人結界は絶対に敷かなかったはずという立場でもない。

しかしである、書いて来たように月山東南エリアについては、女性戒名墓石の現存を踏まえて、来名戸神（来名戸古墳）まで女性が立入った、あるいは胎内岩まで女性が立入った、その先の「禅定尼」墓石まで修行に立入ったとする見方においては、そこで引き返すということはないだろう、山頂まで行け

ただろう、山頂まで女性も行って阿弥陀如来を本地仏とする月山大権現に額づいただろうという考え方（仮説）である。

もちろん、その二つの御山が開山以来ずっと女人禁制であったろうということではなく、時代の推移の中で、女人禁制が厳格であったり、意味を成していなかったり、いろいろと濃淡の変遷があったのではないかと推察している。あるいは、厳格に女性立入を禁止した最小限のエリアを設定した可能性は否定しない。本域に対し「姥像・奪衣婆＝(♀) 女人結界」を以って線引きした、網を被せたとは一律一概に言えないから、私のような見方も含めて諸説というのだろうと思う。

仮に、本域において、どこかに女人結界を敷いたとする、根拠を“姥、姥、姥”としつこく叫ぶのだろうから、女人の立入りを厳格に禁止したという見方だろう。そうすれば、山先達は言うに及ばず里先達も知っている、一般民衆も知らされていた、知っている、そんな中で、前記絵馬のような例（仮想墓石）だけを以って、一度も行ったことのない山奥に、わざわざ墓石を安置するなどいうことは浮かばない、構想しないはずである。もしも、そんなことを思い込んだ途端に神罰冥罰^{みょうばつ}が下ると思い込む時代だったのであろうから、反すれば掟破りとなる、大衆は厳しいお仕置きをくらってまで、墓石に相応の金を投じてまでもあんな山中に持ち運ばなかったと思う。

女性はある急坂を登るはずはないとか、あんなに長距離を歩くはずはないとか、今の感覚で決め付けようとするが、まったくの個人的な先入観という他はなく、昔の女性を馬鹿にする、軽蔑するような考え方には私は組みしなない。他所どこかの一時期の厳格な実例を以ってここにおいても通俗化された中、従来説や文献のみに頼って「姥像・奪衣婆＝女人結界」という等式を生み出し、あるいは、清川行人小屋前においては、真実は弘法大師像であるものを間違って「姥像」として、それを根拠に「姥像・奪衣婆＝女人結界」という等式を生み出し、高清水通りにおいては姥像の存在を以って「姥像＝女人結界」だと先入観で決め付け、さらにその論理を補強したく一部欠損した不明像を夫役の「懸衣翁」^{けんえおう}に仕立て上げ、それを通説として、^{まこと}実しやかに流布している現状よりは、本件、女性戒名刻字の墓石の現存を踏まえての問題提起は、はるかに増しではないかと素直に思っている、強弁だろうか。

いずれにしても、墓石は単なる骨を埋めた印というだけではなく、死去はどこであらうが、遺族が故人の供養・鎮魂の拠り所とする墓標でもある、普通はそれだけ心を込めて悼むならば、麓（里）に墓石を建立するだろう、そうではなく、遺族が簡単・容易には行けない山奥に置いたというのである。繰り返すが、**故人がその山奥に行ったことがある、そこに立ち寄ったことがあるからこそ、そこに一時期であり住んだことがあるからこそ、遺族はその足跡を最大限尊重して、そこに骨をうずめて（たとえ一部でも良い、分骨でも良い）墓標を置いた**と思うのが自然だと思う。

もう一つ、星野徳寶著「出羽三山参拝の栞」（昭和元年三山参詣人案内所発行）に次の一説がある。「・・・本道寺口は、一日で三山を掛けるのは、普通の人には容易ではない。・・・次に岩根沢口も、此の口より月山、湯殿山、羽黒山の順に参拝するのであるが、月山までの道は陰阻を極め、小屋の設備なども少なく、大雪路の難所迄を控へ、**参拝の途中、不幸に遭遇するのが多く**、この登山路である・・・」とあるように、後述追記で紹介する遍路墓を早期し、本域に現出した墓石は、志半ばにて挫折した遭難者の墓もあるのかもしれない。月山山頂の平坦部（神社本宮内ではなく、高清水通り沿いではなく）にも明らかな墓石が数体（私は調査していない、そのものは今は本件域対象外としている）はあるが、遭難者のものということを知っている。

繰り返すが、既存書籍に洗脳されない素人目線を以って何度も現場に通い、現物と対面した上で記述したものの、このような仮説も明確な客観的な根拠には成りえないことは重々承知している。江戸時代までのこと、月山に係り、羽黒側はともかくとして、本件東南エリア西川口において、女人禁制・女人結界の有りや否やの一石を投じたく、私見・私説・仮説を記述して来たものである。出羽三山につ

いて先行研究している学識者は数多いことはもちろん承知しているが、私の知る限りでは、本件のような**現場の女性戒名墓石の存在を以って、女人禁制に係る問題提起したことは、今まではなかった**と**Non**思っている、**ないはずである**。従来気付かなかった切り口の提示である。

賛否様々な意見が出て来ることだろう、私の仮説に全面反論されるのは大いに結構であるが、そうならば、まずは、本域（本件対象エリア）に**女人禁制・女人結界の境界を明記した客観証拠**、すなわち、当時の為政者（江戸幕府寺社奉行、藩主、地方行政府・代官、あるいは、寺である本道寺や日月寺）が記した古文書の原文、今の場所を特定出来る書付、あるいは前記例図(表)－14・15のような生の現物——**学識者の書籍ではない生の原文**——は今に残存（現存）しているのだから？ あればご教示願いたい。それらを以って私に万民が認める客観証拠を提示して欲しい！ そのような現物があり納得すればその考えを頂戴しそこで終わる。

もういちど、図(表)－42のとおりに、手短に整理してみる。

○1	生前、墓石の有る場所（近傍）に実際に行ったこと（足を運んだこと）があることから、遺族が、その足跡を尊重して、その場所に慰霊・弔い、供養のための墓石を置いた。	私説「観念墓石」
○2	生前、月山（その場所）に行きたいと願いつつ、女人禁制是非に関係なく、その他の事情であれ、行かれなかったことから、遺族が、故人のその思いをあの世で叶えてやりたくて、その場所に慰霊・弔い、供養のための墓石を置いた。（結婚絵馬に通底する考え方）	
○3	生前、現地に行ったとか行かないとか、行きたいという願いがあったとか、なかったとかはまったく関係なく、死霊は月山に昇天し成仏すると信仰されていたこと――※山中他界思想――から、遺族が、慰霊・弔い、供養のための墓石を遺族の好みの所に置いた。	
図(表)－42		

※祖霊信仰の一つ山中他界観ともいう、死霊は遺族の供養を受けると里山から中山、さらに高い深山に奥まって行き神になるという説をいう。

従来は○3の考え方が主流であったと思う、今も圧倒的にこの見方であろうか。

〔前〕死霊は年毎に低山からより高い山へ、やがては月山に昇天し成仏する（あるいは神となる）と信仰されていた山中他界思想を是認することに何も異議はない。そのように観念すること自体に、そのように思うこと自体に何も不都合な問題を生じない。そこで月山においては死霊が籠るとされる具体的、象徴的な場所は胎内岩とされて来た。

〔後〕あるいは、生身の人間でない死霊に男女の区別はないから、女人禁制うんぬんは意味を為さなくなる、だから、慰霊・供養対象の印としての墓石はどこに置いても良いのだという考え方もある。これも理解出来る。

胎内岩の石碑を見ると、戒名を刻した墓石と、「供養」と刻した物とがあり、明らかに区別して奉納している、いわゆる単なる靈魂を祀る供養碑と遺体に係る墓石をきちんと使い分けている、この明瞭な区別は何を意味するのか。もしも、前者信仰の具象が、つまり、その精神を形にするのが墓石であるというのならば、胎内岩には多数の墓石という表現をするにしても、有史来の死者数からすれば極僅かで

ある。また、墓石を置くのは金持ち等裕福な一部の人だけだったというのであれば、その総てを胎内岩に置けば良かったはずであるが、実際は前記図－５のとおり山中に散在している。

普通に思えば、亡くなった人の霊を慰める思いを持っていれば、物理的な墓石を作らなくても何ら差支えはない、前者が浸透していてそれで済むのならば、何も墓石を置く必要はないだろう。しかし、戒名を刻した墓石を置いたということは、無機質の物体ではあるものの、亡くなった人の生前の功績に対する顕彰と、亡き霊を弔う対象の実態を求めて物理的な物を置いたということであろう。

後者に係り、死霊に男女の性別はないと言いながらも、男性に対しては「信士、居士」、女性に対しては「信女、大姉」と明確に区別しているではないか。生前の性別を証拠付ける戒名を刻しているではないか。女性のことでいえば、信女・大姉と女性であることを刻した墓石は、その中に籠る死霊は女性であるということ生きている遺族は現に女性と観念しているではないか、遺族は、死者（死霊）といえども、男女の性別――亡くなったじいちゃん、亡くなったばあちゃんという――を明確に意識して供養している。**遺族は男女たる性差を厳然と区別して慰霊・供養しているのだ。**すると、「死霊に男女の区別はない」という前提自体の絶対性を疑う必要がある。また、女人禁制域内に女性（死霊）の存在を成らしめたということになり、そこに合理性はあるのか、矛盾を惹起しないのか。

あるいは、それらの場所は女人禁制域外ということだったのか？これならば素直に納得する。

ここで、既述のとおり、清川行人小屋前と「来名戸神」跡地に**女性子供（童女；数え7歳以上15歳未満？）の墓石を発掘した**が、山中他界思想を持ち出すのならば、子供の多数の墓石があってもいいはずだが、今の処、各所に1体ずつだけである、よほどの地縁があったからこそに、可愛い亡き骸の供養を込めた象徴（墓石）をあのような山中に置いたのだらうと思う。

山中他界思想（信仰）の一般性を是としても、①男女区別の戒名を刻した墓石を、②わざわざ遠く人里離れた豪雪地の山中に、それも、③あちらこちらに置いたということは、遺族は、その地に格別の縁起――強い地縁を見出したしからこそその理由があったからだろうと思う、遺族は故人の男女たるをきちんと区別して慰霊・供養しているのだ。

ここで視点を变えて、遡って1頁下段に記載した書籍本を参考に、両墓性に係ることを簡単に取り上げる。両墓性は昔の土葬を基本とした時代の習俗で、故人について「遺体」と「靈魂」とを二つに分けて墓を二つ造る風習と言われており、対比的に図(表)－43のとおりに整理した。

	「遺体」を埋める墓	「靈魂」が入る（を入れる）墓
呼称	「埋め墓（捨て墓、ミバカ／身墓？、サンマイ・三味墓）」、「上ノハカ」	「詣り墓（拝み墓、キヨバカ／浄墓？）」、「下ノハカ」
遺骨(肉体)	遺骨を入れる	髪の毛や爪の一部を納めることもある
形	小石を積む、土饅頭、角（板）塔婆	墓石
詣り方	満中陰（四十九日）まで、その後は捨てる、顧みない	左記の後は靈魂（性根）を抜き、詣り墓に移す 入魂儀式を行い、身近にお参りする
思想	遺骨（肉体）は大地(土)に還る 下降性	靈魂は天界（靈界）に旅立ち神となる、 上昇性
銘文刻字	必要の場合は俗名	戒名

図(表)－43

両墓性は神道の影響を受けたといわれ、遺体は死骸であることから^{しえ}死穢とみなして忌避し、清浄な魂こそを祀る対象とした、遺体に執着しない考え方とされる。そのような風習（民族伝承）は地域に

よっては今も残っている所もあるとされるが、現在は、ほとんどは両者を合わせた単墓性になったとされている。

戻って、本件現地にある江戸期のものは戒名が刻された墓石であることから「詣り墓」に該当するが、雪深い山中に存置され、容易に参ることが出来ない状況からは「埋め墓」の範疇に入る、他方、「埋め墓」と思い気や戒名が刻されていることから「詣り墓」の範疇に入る。学者の分類に適合させようとしてもクロスして正しくというか適切にマッチしない。よって、この両墓性の観点からは論説が展開していかないと考えている。

もう一つ、先祖供養における三十三回忌で弔い上げ（年忌法要の終了）ということとの関連である。理由の一つは多くの仏教宗派では死後33年経つと総ての人が極楽浄土へ行けるとされているため（※宗派によっては五十回忌、あるいはその後も法要を続ける場合も）とされている。すると、それまでは里において供養して来たが、いよいよ、肉体は土に還り、魂は神に昇華して山（月山）に上るのだから、その魂の拠り所として墓石を山頂（月山体内岩）に置いたという見方もあろう。

山中他界観で、全き清浄世界に籠った靈魂（弔い上げし極楽浄土に行った仏様、昇華した神様）を供養対象の形とした墓石というならば、総てを体内岩に奉納安置してよいはずである。しかし、体内岩以外の清川行人小屋や高清水小屋や来名戸神やその他場所に置いたのである、置いたものもある、なぜなのかという強い疑問が残る。

また、清川行人小屋前より高地の来名戸神、胎内岩にある墓石は、出自を見ると宮城県のものが多いものの福島県のものもあり、いわば、殆どが他県者の墓石である。山中他界の理屈に依れば、靈魂が籠ると信ずるに相応しい御山は宮城県や福島県にも沢山存在するだろう、しかしは、そこに墓石を置かないで、わざわざ月山東南エリアなのかということが問題なのである。例えば、出羽三山参詣・修行とはまったく縁もゆかりも何もない、まったく無関係の人の靈魂を、遺族は、わざわざ、あの雪深い山中に墓石を以って弔うということは普通はあるだろうか、無いだろう。そこに、その周辺に、故人が地縁があった——生前、一度は行ったかことがあるからこそ、遺族はその縁を尊重し形にすべく墓石を置いたということだろう。

る踏まえて、私の考えは、当エリア現地の現物に接して総合勘案すれば、○Ⅰの考え方を採りたいと思っている。回数の濃淡はともかく、故人が生前その山奥に行ったことがある、そこ（付近）に足を運び立ち寄ったことがある、いわば、その地域に直接の身体的縁起を結んだからこそ、遺族はその足跡・地縁を最大限尊重して、あえて山中に骨をうずめて墓標を置いたと考えるのが自然だと思う。墓石は厳粛な「死」と一体の墓標である、もっと単純明快に言えば、逆に墓標たる墓石のある周辺で死去したという証拠であると思っている。

すると、○3の信者は、女人禁制は生身の人間に対する規制であって、死霊に対するものではないから、死霊に男女の性別を観念したとしても女人禁制とは何ら関係ない、と主張することだろう。あるいは、女性戒名墓石の存在は、既存言説の、山中他界思想の一つの具象化、心を形にしたものだが、女人禁制域うんぬんを惹起する点はまったくくないと言う主張することだろうか。

ならば、再度強調するが、まずは、本域（本件対象エリア）に女人禁制・女人結界の境界を明記した客観証拠、すなわち、当時の為政者（江戸幕府寺社奉行、藩主、地方行政府・代官、あるいは、寺である本道寺や日月寺）が記した古文書の原文、今の場所を特定出来る書付、あるいは前記例図(表)－14・15のような生の現物——**学識者の書籍ではない生の原文**——は今に残存（現存）しているのだろうか？ あればご教示願いたい。それらを以って私に万民が認める客観証拠を提示して欲しい！ そのような現物があり納得すればその考えを頂戴しそこで終わる。

1頁下段に記載した書籍本の他にも、著名な出羽三山研究家、戸川安章・岩鼻通明・内藤正敏・山内志朗の各氏や、中央で活躍の宗教学者・民俗学者——山折哲雄・鎌田茂雄・五来重・桜井徳太郎の各氏などの書籍本を読んで見た。死体処理と霊魂については詳しく論じているが、「女人結界・女人禁制」と「墓石」に係る両分野を総合し、かつ地縁——遺族が安置した墓石周辺に、供養対象の故人が、生前、そこに足跡があったのかなかったのか——との相関視点からの研究、あるいは、山中高地に置いたことの真意を探る研究は従来なかったのではないかと考えている。

すると、学者は“私の論説は膨大な資料・史料と長い研究の結果”であると述べる人がいるとすれば、私は素人目で次のように述べる。冒頭部にも記述したが、過去の「もの・こと」を100%完全復元・100%科学的立証、100%科学的再現不可能である、未来の「もの・こと」も同様の現実にあつては、学者の論説といえどもほとんどは推論である。推論とは、ある事実をもとにして、未知の事柄を推し量り論じることとされる、また、推し量ることでは推計学に触れるが、未知の集団（母集団）から抽出された見本（標本）に関する知識をもとにして、母集団に関する各種の数値を推測しようとする学問をいう。そこで、推論の真実性をどのように立証するかであるが、有限の標本・一部を持ち出して、いわば他所の数事例を引合いに出し、本域に投網を掛けるが如く、敷衍化、一般化、既定化したくなるだろうが、そのような論説はまったく期待しない。それでも絶対に持論が正しいと主張するのであれば、地球上に大人60億人くらいはいるだろうから、みんなの評価を得てからその結果を私に見せて欲しい。

いずれにしても、誰もが納得する客観性のある合理的な説明が必要である。本域におけるこのような散在的実態を踏まえれば、山中他界思想を以って簡単に片付けられる問題ではないと考えている。私の知る限りでは、**本域の現場における女性戒名墓石の存在（現存）を以って、女人禁制に係る問題提起を行うことは、今まではなかったと思う、2024(令和6)年12月1日現在、学識者もいないはずである。浅学菲才の私は自説が絶対に正しいとはまったく思っていない、既成概念の通説に対するただただ問題提起である。**

追記後述する四国霊場における行き倒れ遍路墓の有り様とも合わせて考慮するに、従來說に拘泥することなく、この月山西南域（西川口）における墓と女人禁制との関係とか、墓の安置に至った真の事情、その意味合いについて、検討してみる価値はないだろうか。学識者はとかく他人の撮った写真のみに頼り、机上における論説に終始する傾向になるが、現地に自ら足を運んで、全体的な周辺環境を直接観察し、肌に触れてから論説して貰いたいと願うものである。

関心ある方は、反論したいのならば、既存俗説をまずはそばに置き、さらに、本件報告内容を見無視し、デスクワークで文献知を振り回すのではなく、机上論で終始することなく、今の机上の理屈・理論

を適用するのではなく、まずは、現地に足を運び、周辺の地理・自然環境に身を置いた中で、心をつ
新にして、現物と対面・対峙する中に感じて欲しいと願っている。その上で考察を深め、さらなる深化
した論説を展開して欲しいと希望する。

体力のある若い研究者にエールを贈りたいと思っている。月山域の女人禁制・女人結界論を展開する
ためには、頭の中にある従来説「姥・奪衣婆＝女人禁制」とか、一部には間違いなく現存している石碑
を以って全体に敷衍化するとか、伝承されて来たとかの、既存言説に振り回されないで、墓石の全様
（全容）解明に努めて欲しいと願っている。その中に女性戒名のものがあるのかないのか。未確認だが
清川道沿いの他にも墓石があるということが某書籍に載っている、清川行人小屋前にも墳墓の臭いがす
る盛り土形成があり、来名戸神にも盛り土形成があり、胎内岩には夥しい墓石等がある。「竹の塚古
墳」も盛り土形成である。そして、月山頂上月山神社境内（本宮）にも多数の霊石がある。

また、私は以前、羽黒側の荒澤寺から月山頂上経由→湯殿山経由→旧湯殿山ホテルまでの旧道（古
道）沿いを全区間歩いて往復しているが、あちこちに墓石があるのを記憶（確認）している。

安直に一部の見方を以って全体を決め付けるのではなく、腰を据えて、それらの学術調査、徹底研究
されることを切望する。自分は現地に行かずしてアルバイトに丸投げして、さも全貌把握したが如くの
――盗人猛々しい姿勢は取らないよう切望する。

- ・ 先行研究の諸書（既存書籍本等）は全て閉じる！
- ・ デスクワーク・机上論の文献知に溺れるな！
- ・ 現地に行き肉眼のサーチライトを当てよ！
- ・ 三現智（現場・現物・現実、so 知行合一）で深化実践！
- ・ 真白なキャンバスに自らが書け（描け）！

【 補完的 追 記 1 】

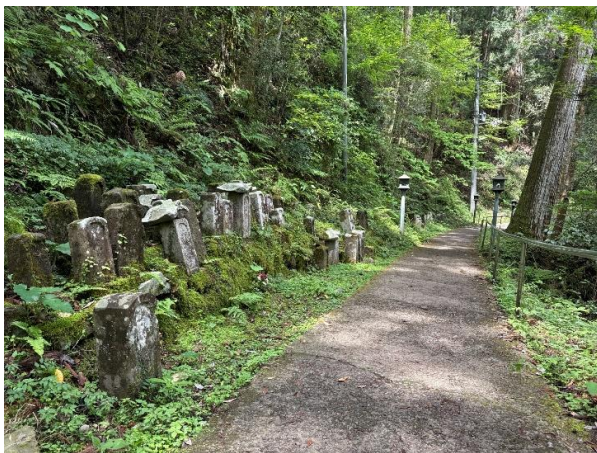
私は2009(平成21)年6月に私は41年長奉職した会社を定年退職し、その翌年以降図(表)－H1のとお
りの歴史街道・歴史古道のスルーハイク遊学紀行（全徒歩巡礼）を行って来た。

実施期間	年 齢	区間数	現地における 基点から基点までの正味	
			実歩行 累積距離数	連泊累積日数
【前半、古道トレイル】 2010(H22)年～2014(H26)年 (前半5年間)	61歳～65歳	1 4	6,952km (31.4km/日)	221日間
【後半、へんろトレイル】 2015(H27)年～2024(R6)年 (後半10年間)	66歳～75歳	1 0	8,594km (30.0km/日)	291日間
15年間の総計	61歳～75歳	2 4	15,546km (30.6km/日)	512日間
図(表)－H1				

その1；【後半、へんろトレイル】の中では、四国霊場全徒歩一気通貫巡礼へんろ4回（別年毎4巡／2巡は108か寺、2巡は88か寺）行って来た。その中で遍路墓を沢山見て来たが、2024（令和6）年4月9日（火）自宅発～6月12日（水）自宅着、65日間の4回目四国へんろにおける写真を記載しながらその見た実態を簡単に記述する。

まずは遍路墓の背景について、現在は観光気分で気軽にお遍路に行けるようになったが、昔は食べ物、水、宿の確保は今より困難な状況下、死を覚悟した厳しい修行であったのだ。厳しい環境に身を置いて精神や肉体を鍛えていたのである。死と隣り合わせだったお遍路は、死に装束である白衣を着用し、卒塔婆の代わりとなる金剛杖を持ち、棺桶の文字（四句の偈）が書かれた菅笠を最初から身にまといお遍路をしていた。どこで息絶えても成仏出来るようにという考えである。途中で行き倒れてしまう人（今でいう「行旅死亡人」^{こうりょ}）が多数いた、道半ばにして無念、故郷に帰れなかったのだ。そのような人は地元の人達によって埋葬されてお墓が作られた。このようなお墓は「遍路墓」と呼ばれている。地元の人々がその遍路墓を子孫へと語り継いで、管理を行って来たために今に残存しているのである。八十八ヶ所の札所やその周辺の札所にはお遍路中に亡くなった人の記録が過去帳として残っているケースもあるという。徳島県の19番札所立江寺から23番札所薬王寺の間では1700年代～1800年代に156例の客死（旅先で死去）遍路の記録が発見されたという報告があるという。

また、さぬき市前山にあるへんろ資料館（おへんろ交流サロン）の館長の日記より引用すると、平成23年頃に香川県内の遍路道を踏査して、遍路道沿いにある遍路墓を調査した。前提としては、墓石に生国（生まれた国）を刻んでいるものを遍路墓とした。その結果、400基を越える遍路墓を確認し、ほとんどが江戸時代のものであったという。



図－H2



図－H3

さて、以下の写真は私が現地で直接対面した、確認した遍路墓の一例である。図－H2は本札45番岩屋寺に至る途中、登りの道沿いにある墓であるが、総て男女問わずの遍路墓であると、同寺僧職の方から証言を得た。

図－H3は今となっては街中（愛媛県今治市内）になったが「四国遍路無縁墓地（遍路墓）」という標柱が立てられている。

図－H4はその他の比較的纏まった所の遍路墓である。他の札所の関係者や地元の人達にも聴き取りしたが、それらの総ては巡礼のためにその遍路道に立ち入って死亡した人の遍路墓（男女双方の墓石）である。4回目へんろにおいて寺の修行僧（僧職）4人に会ったが、その中の一人と遍路墓が話題となり、「高・清フレンドリー古道」に存在する墓石の写真を見せた処、山中にある墓という点、墓石の状態、安置された環境はまさに遍路墓に類似し、その道に、その土地に行ったからこそその墓の安置・建立

であると共通認識で一致した。へんろに行きたいという希望・願望に基づいて、あるいは、その人の思いを汲み取って、現地に行かないのにも拘らず、山中に墓標を置いたという山中他界観のものではない。^{N o n}繰り返すが、重要な視点は仮想的な「観念墓石」ではないことだ、その道に実際に踏み入れた（^{N o n}実際の地縁を結んだ）ことを証明する列記とした証拠・証左であるという見解で一致した。



図－H4

その2；前記図(表)－H1におけるへんろ以外の街道・古道徒歩巡りにおいて、^{スルーハイク}廃村となった集落の墓地や、西日本修験の聖地——「大峰奥駈道」^{おくがけみち}、葛城連峰、九州の国後半島・六郷満山巡礼・英彦山、宝満山他を縦走して来た中で、この肉眼でつぶさに見たルート（古い道）沿いに点在する小振りの墓石は、本件月山東南エリアの墓石と酷似・類似、同様のものである。繰り返すが、そこに住んだからこそを証拠付ける墓石であり、その道に実際に踏み入れたものの無念の死や非業の死を遂げた証の一旦である、あるいは、そこに修行者として行者として足を運んだことを遺族が証明してものである。仮想的な「観念墓石」ではないことは^{N o n}確信を以って言える。

その3；宮城泰年監修「山伏入門（淡交社／平成18年3月27日発行）」P94～P95に興味深い処があることから図(表)－H5に記載する。これは大峰山に係る修験道のことはあるが、役行者開祖の修験道の根本精神、根源的教義は男女を区別しないということを確認するために記載したものである。

私は政治においては完全無党派、宗教においては完全無宗教である、私は特定の思想信条に偏って固執することを最も忌避する人間である、（ただし、政治や宗教には大きな関心を持っている者である。）私の心は“とことんとことんSyncretism(シンクレティズム)”であると認識している者としては、このような田中さんの論説に触れるとすっと腹に落ちて来る思いがする。本件全般、これまで記述して来た私の考え方は間違っていないと確信する次第である。

筆者は田中利典^{りてん}／龍谷大学文学部仏教学科卒業、金峯山修験本宗・金峯山寺執行長
タイトルは「女性と修験道」

女人禁制の歴史。・・・結論から先にいうと、修験道は決して女人禁制ではない。それは大峰山に係る修験道の伝統教団で組織された醍醐寺・聖護院・金峯山の修験三本山内における男性女性の教師数比率を見れば、一目瞭然である。・・・いずれにしろ、修験三本山の現状を見る限り、修験信仰そのものが女人禁制では決してない。それはそうだろう、修験道はその出発点から、在家集団のかたちを取り、男女の両性に対し開かれていたものだから。その証拠に開祖の役行者は役の優婆塞とも呼ばれた。優婆塞は在家の男性信仰者を意味し、女性の在家信仰者を意味する優婆夷とセットになる。このように開祖以来、信仰の上では分け隔てしないのが本分なのである。・・・

図(表)－H5

【 補完的 追 記 2 】

さて、2025(R7)年3月15日（土）午後、山形市中央公民館（七日町）において岩鼻通明さんの講演（図－H5）があり、その中でとても印象に残ったフレーズを留めておく。

「胎内岩には沢山の墓石が奉納されているが、理由については、古文書からは窺われない。以前のことで、一つだけ確認した記憶では仙台の方が奉納した墓石、三十三回忌弔い上げが終わった後に置いたのか。とにかく謎が多く、考古学的調査を要する重要な場所である。」という趣旨の話であった。

山形の歴史と文化講座

「現代に生きる山岳信仰」

令和7年3月15日（土） 午後2時30分
中央公民館 大会議室

1 開会

2 講演「山形の歴史と文化講座 -現代に生きる山岳信仰-」

講師 山形大学名誉教授 岩鼻 通明 先生

図－H5

私の認識と共通するコメントであり、とても嬉しくなった。

【 補完的 追 記 3 】

世の中、間違いと気狂い^{きちが}はよくあることだが、図-H6のと通りの宮内庁が絡んで来ると只事ではない。1117（永久5）年以来、2025-1117=908年間も騙されて来たということ。おそらく、数多の識者は「クジラの骨」の真値・真実を知らずして「象牙」だと大いに威張って論を張って来たのだろう。それが見事に破壊されたのだ。かの宮内庁でさえもこの体たらくである。

2025(R7)0510(土)山形新聞

正倉院「象牙」クジラの骨でした



大型クジラの肋骨だったことが
分かった正倉院宝物の「象牙」
(正倉院紀要から転載)

奈良市の正倉院に「象牙」として伝わる宝物が、宮内庁正倉院事務所の調査で、大型クジラの肋骨^{ろつこつ}だったことが9日までに分かった。研究成果はこのほど刊行された正倉院紀要

第47号に掲載された。象牙に特徴的な模様の「シュレーゲル線」がなく、骨の大きさなどから体長18メートル程度のヒゲクジラの肋骨の可能性があるといる。宝物としての名称は「象牙」のままとする。

正倉院事務所によると、調査された「象牙」は1117年の目録に「象牙」と記録されており、工芸品を作るための材料とみられる。緩やかに湾曲しており、長さ約1・4メートル。太いところで直径約9センチ。

今回の調査で「象牙」には象牙の細管が織りなす模様のシュレーゲル線がなく、表面が一般的な象牙よりもざらついていた。内部が海綿状組織であることから、水中に生息していた動物の骨と判断され、大きさから大型クジラの肋骨と結論づけた。

図-H6

ましや、出羽三山は、とりわけ月山^もは、有史以来「女人禁制」域で、女性^もは立ち入ることは絶対に出来なかったなどと言う決め付けの見解はまったく以って真理からはほど遠い論という可能性大である。賢明な人は言っているが、常識は昔の学識者がほざいたことのコピーなのだ。end)